



特集 1

労働市場のジェンダー構造

——男女雇用機会均等法成立三〇年の現状

はじめに

二〇一五年は男女雇用機会均等法が成立し、日本が国連の女性差別撤廃条約を批准した一九八五年から三〇年にあたる。おりしも一五年二月、前年末の衆議院解散で審議未了となっていた「女性の活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）案」が再上程された。女性を「我が国最大の潜在力」と位置づけ、経済成長戦略の一環として女性の活躍推進を位置づける現政権の経済政策には多くの批判があるものの、「女性の職業生活における活躍の推進」があらためて喧伝される現状は、職業生活における男女平等がいかに進展していないかを物語るものである。

男女雇用機会均等法が成立して三〇年。この間、労働市場における男女格差はどの程度まで縮小し、雇用機会や稼得機会における男女平等はどこまで実現してきたのか。本特集は日本の労働市場のジエンダー構造について、政府統計をもとにできるだけ長期的な推移を辿りながら現時点の状況を確認し、今日的な課題を考える材料を提供するものである。

第一章 国際比較からみた日本の位置

まず、日本の男女の労働実態は先進諸国のなかでどのような位置にあるのか、他国との比較において主な労働指標をみてみよう。

●労働力率・就業率

女性の労働力率・就業率は他の先進諸国と比べて低いことが指摘されるが、現状はどうか。第1表をみると、日本の一五〜六四歳の女性労働力率は六五・〇％であり、表に掲げた先進六カ国のなかで最も低い。ただ、日本は失業率が相対的に低いため、就業率と比較すると他国との差は縮小し、女性就業率はフランスより高くなる。

むしろ女性とともに注目すべきは、男性労働力率の高さである。日本の男性の労働力率・就業率は六カ国で最も高く、フランスの就業率と比べると一〇ポイント以上も高い。

その結果、男女格差の指標でみると、日本の男女格差は大きくなっている。男性の労働力率を一〇〇とした場合、女性の労働力率は七六・八％水準と八割に満たない。女性の労働力率を一とした場合、スウェーデンの男性は女性の一・〇六倍とそれほど変わらないのに対して、日本の男性は女性の一・三〇倍と格差が開いている。

●勤続年数

日本の女性の平均勤続年数（企業に雇われてから調査時点までの年数）は九・一年である。ドイツ、フランス、スウェーデンよりも短い、アメリカ、イギリスよりは長い。女性の勤続年数は必ずしも短くないにもかかわらず、男女の勤続年数の違いが男女賃金格差の要因のひとつであるといった指摘がなされるのは、男性の勤続年数が長いからである。

日本の男性の勤続年数は一三・三年であり、六カ国のなかで最も長い。それゆえ、男女格差指標でみれば、他国では男女で勤続年数

第1表 先進6カ国の主な労働指標

			女 性						男 性						
			日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン	
①	労働力率 (15～64歳)	%	2013年	65.0	67.2	71.7	72.5	67.0	78.8	84.6	78.7	83.1	82.4	75.5	83.3
②	就業率 (15～64歳)	%	2013年	62.4	62.3	66.6	68.8	60.4	72.5	80.8	72.6	76.1	77.7	67.9	76.3
③	平均勤続年数	年	2013年	9.1	4.5	8.7	10.8	12.2	10.3	13.3	4.7	9.2	11.9	12.3	9.7
④	週30時間未満労働者の割合	%	2013年	36.2	16.7	38.7	37.9	22.5	18.4	11.3	8.2	12.0	9.1	6.2	10.6
⑤	週49時間以上労働者の割合	%	2012年	10.6	10.2	5.8	5.0	6.5	4.2	31.6	21.8	17.3	16.4	16.2	10.7
⑥	1時間あたり賃金 (製造業)		2008年	1380	－	10.18	15.61	15.6	134.4	2617	－	12.71	20.46	18.8	147.7
				Yen		Pound	Euro	Euro	Krona	Yen		Pound	Euro	Euro	Krona
⑦	男女賃金格差 (産業計)	男性=100	2013年	71.3	82.1	80.9	81.3	84.6	88.0	100	100	100	100	100	100
⑧	勤続別賃金格差 (製造業) (産業計)	勤続1～5年=100、 勤続年数計	2010年	110.3	－	103.5	116.5	106.9	100.4	134.8	－	109.8	122.0	115.5	101.1
				110.3	－	109.1	118.4	111.0	99.8	128.1	－	107.8	119.2	114.2	101.2
⑨	年齢別賃金格差 (生産労働者) (管理・事務・技術労働者)	29歳以下=100、 年齢階級計	2010年	99	－	107	121	105	107	128	－	120	141	123	108
				114	－	132	147	130	119	155	－	166	194	159	142
男女格差指標															
				男性 = 100					女性 = 1						
				日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
①	労働力率 (15～64歳)		2013年	76.8	85.4	86.3	88.0	88.7	94.6	1.30	1.17	1.16	1.14	1.13	1.06
②	就業率 (15～64歳)		2013年	77.2	85.8	87.5	88.5	89.0	95.0	1.29	1.17	1.14	1.13	1.12	1.05
③	平均勤続年数		2013年	68.4	95.7	94.6	90.8	99.2	106.2	1.46	1.04	1.06	1.10	1.01	0.94
④	週30時間未満労働者の割合		2013年	320.4	203.7	322.5	416.5	362.9	173.6	0.31	0.49	0.31	0.24	0.28	0.58
⑤	週49時間以上労働者の割合		2012年	33.5	46.8	33.5	30.5	40.1	39.3	2.98	2.14	2.98	3.28	2.49	2.55
⑥	1時間あたり賃金 (製造業)		2008年	52.7	－	80.1	76.3	83.0	91.0	1.90	－	1.25	1.31	1.21	1.10
⑦	男女賃金格差 (産業計)		2013年	71.3	82.1	80.9	81.3	84.6	88.0	1.40	1.22	1.24	1.23	1.18	1.14
⑧	勤続別賃金格差 (製造業) (産業計)		2010年	81.8	－	94.3	95.5	92.6	99.3	1.22	－	1.06	1.05	1.08	1.01
				86.1	－	101.2	99.3	97.2	98.6	1.16	－	0.99	1.01	1.03	1.01
⑨	年齢別賃金格差 (生産労働者) (管理・事務・技術労働者)		2010年	77.3	－	89.2	85.8	85.4	99.1	1.29	－	1.12	1.17	1.17	1.01
				73.5	－	79.5	75.8	81.8	83.8	1.36	－	1.26	1.32	1.22	1.19

〔備考〕 ①②のアメリカ・イギリスは16～64歳。①のフランスは大都市圏の民間居住者が対象。

③のアメリカは2014年1月の数値。

⑨の日本は勤続1～4年=100としたもの。

〔出所〕 労働政策研究・研修機構編『データブック国際労働比較 (2015年版)』より作成。
原資料の出所は上記資料を参照されたい。

はほとんど変わらないのに対して、日本の女性は男性の六八・四％水準、男性は女性の一・四六倍と格差が開いている。だが、その要因は女性の勤続年数が短いからではなく男性の長さが影響しているといえよう。

●週三〇時間未満労働者と四九時間以上労働者

労働時間が週三〇時間未満の女性の割合は、日本は三六・二％である。二割以下と少ないアメリカ・スウェーデン、二割強であるフランスと比べて、日本の女性は短時間労働者の割合が高い。ただし、イギリスやドイツは日本以上に高く、日本の女性だけが高いわけではない。日本の男性も一一・三％は短時間労働者であり、他国と比べてその割合は高くも低くもなく、中程度である。日本は高齢者の就業率が男女ともに高いため、短時間労働者の割合が高くなる傾向がある。

他国と比べて日本が特徴的なのは、短時間労働者の存在よりむしろ長時間労働者の存在である。労働時間が週四九時間以上の労働者の割合は、日本の女性は一〇・六％であり、六カ国のなかで最も高い。男性では三一・六％に及び、スウェーデンの三倍、イギリス・ドイツ・フランスの二倍にあたる男性が長時間労働をしている。

女性をとした場合の男女格差指標をみると、短時間労働者の割合は、男性のほうが女性より少ないため、一よりも小さくなる。日本は〇・三一と格差は大きい、男性の短時間労働者の割合が少ないドイツ・フランスほど、男女格差は大きくない。

長時間労働者の割合は、女性をとした場合、日本では男性が二・九八となり、たしかに男女で違いがある。だが、日本は女性の

長時間労働者の割合も高いため、長時間労働者の割合の男女格差はドイツより小さく、イギリスと同水準である。皮肉なことに、他国と比べて突出して長い日本の男性の長時間労働にあわせて日本の女性も長時間働いている者が多いため、長時間労働者の割合でみた男女格差は他国と比べてそれほど大きくない結果となっている。

●賃金

日本の製造業の一時間あたり賃金は、女性一三八〇円、男性二六一七円である。男女格差指標でみると、女性の賃金は男性の五二・七％水準であり、男性は女性の一一・九〇倍の賃金を受け取っている。他の先進国でも男性のほうが女性より賃金が高いが、その差は一・一倍から一・三倍程度である。それに対して一・九倍という日本の格差指標は突出している。

産業計でみた男女賃金格差も、男性を一〇〇とした場合、女性の賃金は七一・三％水準にとどまる。八割水準を超える他国と比べて、日本では男女の賃金格差が大きい。女性をとした場合、男性の一・四〇倍という格差指標も、先進六カ国のなかで最も高く際立っている。

●勤続・年齢と賃金

日本の男女賃金格差の要因のひとつとして指摘されることが多いのは、男女の勤続年数や年齢構成の違いである。そこで勤続年数一〇五年（日本は一〇四年）の賃金を一〇〇として勤続年数計と比較した賃金格差をみてみよう。

勤続年数計と比較すると、製造業の女性では日本は一一〇・三で

あり、勤続年数によって賃金は上昇することがわかる。一・六・五のドイツには及ばないものの、フランス、イギリス、スウェーデンよりは高く、女性の賃金は日本でも他国と同様に上昇している。

だが、ここでも日本で特徴的なのは男性の賃金である。勤続年数による賃金格差が一〇・一・一とほとんどないスウェーデンから、一二・二・〇と比較的高いドイツとの間に、イギリス一〇・九・八、フランス一・五・五が位置するなか、日本は一・三・四・八と突出して高い。その結果、勤続年数による賃金の上がり方は日本の女性は他国と比べて大きな違いがないにもかかわらず、男女格差の指標でみると、女性は男性の八・一・八%水準（一・二二倍）と格差が大きくなっている。産業計でみると格差は若干縮まるが、六カ国のなかで男女格差が最も大きい状態に変わりはない。

年齢別にみた賃金格差も興味深い数値を示す。二九歳以下の賃金を一〇〇としたときの年齢階級計の賃金と比較すると、生産労働者の男性で最も高いのはドイツの一・四一である。日本は一・二八であり、フランスの一・二三、イギリスの一・二〇と同程度である。管理・事務・技術労働者でみると、最も高いドイツ一九四に続いて、イギリス一六六、フランス一五九が続いており、日本の一五五は必ずしも高くはない。

一方、女性をみると、日本は賃金が最も上昇しない国である。生産労働者では九九と一〇〇を下回っており、これは最も低年齢層である二九歳以下の賃金が年齢階級計でみた賃金より高いことを意味する。表には記載していないが内訳を詳述すると、三〇歳代は一〇六、四〇歳代は一〇三と若千二〇歳代の賃金を上回るものの、五〇歳代は九七、六〇歳代は八三と二〇歳代の賃金を下回っている。こ

の賃金の低い中高年労働者が相対的に多いことから、年齢階級計でみた場合、二〇歳代の賃金を超えられない結果になっていると思われる。他の先進国の女性をみると、年齢階級計でみた賃金が二〇歳代の賃金を下回る国は存在しない。日本の中高年女性の賃金の低さと就業者の多さを示唆する数値である。

管理・事務・技術労働者でみても、日本の女性の年齢別賃金格差は、年齢階級計で一・四である。ドイツの一・四七、イギリスの一・三二、フランスの一・三〇と比べて低く、日本の女性は年齢を重ねても二〇歳代の頃の賃金からわずかにしか上昇しない。

男女格差指標でもやはり日本は先進五カ国のうち格差が最も大きい結果となっているが、その理由は勤続別と年齢別で異なる。勤続年数別では男性が他国と比べて上昇幅が大きいために男女格差が広がっているが、年齢階級別では女性の賃金が他国と比べて上昇しないために男女格差が大きくなっている。

●国際比較と男女格差

以上、先進各国の主な労働指標をみてきたが、各国の数値は出典となる資料の調査方法や定義の違いに左右されるため、各国間の比較には留意が必要である。ただし、同一国の男女の数値は同一の調査資料にもとづくものであり、同一国の男女間比較は信頼することができる。

その同一国での男女間の数値を比較した男女格差指標において、日本は第1表の①⑨の指標のうち④⑤を除く七つで最大値を示す。日本は他の先進諸国と比べて労働市場における男女格差が大きい国であることがあらためて確認できよう。日本が最大値を示さな

い④⑤はいずれも労働時間に関する指標であり、労働時間からみた男女格差は大きくないということ、そして男女ともに長時間労働者の割合が高いことは重要である。

以下では、日本の労働市場におけるジェンダー構造について、労働力率・就業率、賃金、労働時間など主な労働指標の長期的推移を辿りながら、男女間の格差と女性労働の特徴をみていく。

第二章 労働力率・就業率

まず、労働力率や就業率など労働市場への参加指標について、長期的な推移を確認する。

●女性労働力率の変化

日本の女性は労働力率や就業率が低いと指摘されることがあるが、かつては日本の女性労働力率は他国よりも高かった。一九六一年に出版された労働省婦人少年局『婦人労働の実情』によれば、二〇～六四歳の女性労働力率は、アメリカ四二・〇％（六〇年）、西ドイツ四三・七％（五九年）、フランス四三・〇％（五八年）に対して、日本は五七・八％（六一年）であり、他の先進国より高水準である。しかしながら次節で確認するように、これは自営業主や家族従業者が多かったことによる。産業構造の転換にともない、自営業層から雇用労働者層へ女性の働き方が変わるにつれて、女性労働力率も就業率も徐々に低下していった。

●就業状態の推移

第2表は、一五歳以上人口の就業状態について、一九五五～二〇一四年まで約六〇年間の推移をみたものである。女性労働力率・就業率が最も低いのは七五年であり、四五％台まで低下している。これは二〇年前の五五年から一〇ポイントも低下した数値である。

では、男女雇用機会均等法が成立した八五年以降、女性の労働力率や就業率は上昇したのだろうか。八五年と二〇一四年の数値をみると、労働力率は四八・七％から四九・二％、就業率は四七・四％から四七・六％と、ほとんど上昇していない。この約三〇年間、女性の労働市場参加はほとんど変わっていないようにみえる。

しかしながら、男性の労働市場参加と比較すると、異なる見方が可能となる。八五年から一四年まで、女性の労働市場参加はほとんど変わらなかった一方で、男性の労働力率は七八・一％から七〇・四％へ、就業率は七六・一％から六七・七％へと、大きく低下した。

その理由のひとつは人口の高齢化にある。日本は高齢者層の労働力率は男女ともに高いが、それでも労働市場から引退する年齢人口の増加は労働力率全体を押し下げるからである。このような日本の急激な人口高齢化を踏まえれば、女性の労働力率・就業率は数値としては上昇していないものの、労働市場における存在感は確実に高まったといえよう。

労働力人口の女性比率をみると、八五年の三九・七％から一四年には四二・九％まで増加し、就業者に占める女性比率も同程度に高まった。完全失業者も含めて、いまや日本の労働市場に存在する労働力の四割以上が女性である。一四年の女性比率は女性労働力率が

第2表 15歳以上人口の就業状態 (1955～2014年)

(%)

	女性			男性			女性比率				
	労働力率	就業率	完全失業率	労働力率	就業率	完全失業率	15歳以上人口	労働力人口	就業者	完全失業者	非労働力人口
1955年	56.7	55.4	2.3	85.9	83.7	2.6	51.8	41.5	41.6	38.1	76.9
1960年	54.5	53.6	1.7	84.8	83.4	1.6	51.7	40.7	40.7	41.3	76.4
1965年	50.6	50.0	1.3	81.7	80.8	1.1	51.6	39.8	39.7	43.9	74.2
1970年	49.9	49.3	1.0	81.8	80.8	1.2	51.5	39.3	39.3	35.6	74.6
1975年	45.7	45.0	1.7	81.4	79.8	2.0	51.5	37.3	37.4	34.0	75.7
1980年	47.6	46.7	2.0	79.8	78.2	2.0	51.4	38.7	38.7	37.7	73.6
1985年	48.7	47.4	2.7	78.1	76.1	2.6	51.4	39.7	39.7	40.4	71.7
1990年	50.1	49.0	2.2	77.2	75.6	2.0	51.3	40.6	40.6	42.5	70.1
1995年	50.0	48.4	3.2	77.6	75.2	3.1	51.4	40.5	40.5	41.4	70.3
2000年	49.3	47.1	4.5	76.4	72.7	4.9	51.5	40.7	40.8	38.4	69.6
2005年	48.4	46.3	4.2	73.3	69.9	4.6	51.6	41.3	41.4	39.5	67.4
2010年	48.5	46.3	4.6	71.6	67.7	5.4	51.7	42.0	42.2	38.0	66.2
2014年	49.2	47.6	3.4	70.4	67.7	3.7	51.8	42.9	43.0	40.3	64.8

〔備考〕 1955～1970年の数値には沖縄県分は含まれていない。

2015年3月現在公表されている「長期時系列表」の時系列接続用数値を用いて算出。

〔出所〕 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」(e-Stat)より作成。

高かった五五年のそれを超えており、戦後の歴史上では現在が最も労働市場参加という点では男女格差が小さくなっている。

●都道府県別・女性有業率

女性労働力率・就業率については、地域差が大きいことも確認しておきたい。国際比較をする場合、日本の全国平均値が用いられるが、女性の働き方は地域による差が大きい。

第3表は、「就業構造基本調査」でみた都道府県別の女性有業率である。有業率とは一五歳以上人口に占める有業者の割合であり、有業者とは「ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日以降もしていくことになっている者及び仕事は持っているが現在は休んでいる者」を指す。月末一週間に仕事をしたかどうかアクチアルベースで就業者を把握する「労働力調査」などとは異なり、普段何か収入になる仕事をしているかどうかユージュアルベースで有業者を把握しているため、有業率という言葉が使われている。

まず二〇一二年の女性有業率をみると、全国平均は四八・二％である。だが、最も高い福井県五三・〇％と最も低い奈良県四二・五％には一〇・五ポイントの開きがある。女性有業率の地域差は、かつては現在以上に大きく、一九七七年の福井県と奈良県の差は二二・二ポイントもあった。

地域格差が縮小してきたのは、有業率の高い地域の有業率が傾向的に低下してきた一方で、有業率の低い地域のそれは徐々に上昇してきたためである。ただし、七七年から一二年までの三五年間の都道府県別順位をみると、女性有業率の高い地域と低い地域はそれほ

第3表 都道府県別・女性有業率（1977～2012年）

	1977年			1982年			1987年			1992年			1997年			2002年			2007年			2012年			2012年～1977年 ポイント差		
	全	国	45.3%	全	国	48.5%	全	国	48.2%	全	国	51.0%	全	国	50.1%	全	国	47.9%	全	国	48.8%	全	国	48.2%	全	国	2.9
1	福	井	58.2	福	井	59.9	長	野	57.3	福	井	58.6	福	井	56.3	福	井	53.7	福	井	53.4	福	井	53.0	神	縄	12.9
2	島	取	57.9	島	取	58.6	野	取	57.1	長	静	58.0	富	岐	56.0	石	井	53.4	石	井	53.3	東	京	52.2	神	奈	12.3
3	長	野	56.8	長	野	58.5	島	静	56.8	井	岡	57.3	山	野	55.6	山	野	52.7	山	野	53.3	山	野	52.2	東	京	11.7
4	富	山	55.2	富	山	57.7	静	岡	55.8	山	手	57.2	岐	長	55.5	岐	長	52.4	岐	長	53.0	石	富	51.1	東	京	8.6
5	山	川	54.6	山	川	57.3	富	山	55.1	山	手	56.8	山	手	55.3	山	手	51.4	山	手	52.5	山	手	51.1	埼	玉	7.3
6	根	岡	54.6	根	岡	56.7	富	山	54.9	山	手	56.7	岐	石	55.3	岐	石	51.3	岐	石	52.2	岐	石	50.9	埼	玉	6.5
7	高	新	54.3	高	新	56.3	岐	山	54.9	山	手	55.7	島	取	55.2	島	取	51.0	島	取	51.8	山	野	50.8	福	井	5.6
8	新	手	53.8	新	手	56.2	山	手	54.2	山	手	55.4	岩	愛	53.6	岩	愛	50.4	岩	愛	51.7	山	野	50.7	岡	京	5.5
9	山	形	53.8	山	形	55.4	石	馬	53.5	山	手	55.1	知	愛	53.4	知	愛	50.3	知	愛	51.4	山	野	50.4	兵	長	4.8
10	岐	早	53.8	岐	早	55.3	川	川	53.5	石	馬	55.0	梨	高	53.1	梨	高	50.0	梨	高	51.7	山	野	50.2	兵	長	4.4
11	静	早	53.5	静	早	54.7	根	馬	53.4	根	馬	54.7	馬	高	53.0	馬	高	50.0	馬	高	50.7	山	野	50.2	和	歌	4.0
12	岐	早	52.1	岐	早	54.5	山	静	53.0	山	静	54.5	新	佐	53.0	新	佐	49.9	新	佐	50.5	山	野	49.8	和	歌	3.6
13	香	岡	52.0	香	岡	54.3	崎	馬	52.9	崎	馬	54.4	三	島	54.3	三	島	49.9	三	島	50.4	山	野	49.5	都	重	3.4
14	岡	山	51.7	岡	山	54.0	島	湯	52.7	島	湯	54.3	宮	崎	52.8	宮	崎	49.7	宮	崎	50.3	山	野	49.3	都	重	3.0
15	静	馬	51.6	静	馬	53.7	新	宮	52.3	新	宮	54.2	山	馬	52.8	山	馬	49.6	山	馬	49.9	山	野	49.3	京	三	2.3
16	崎	馬	51.5	崎	馬	53.4	山	宮	51.8	山	宮	54.2	新	崎	52.7	新	崎	49.5	新	崎	49.9	山	野	49.2	京	三	1.3
17	佐	馬	51.3	佐	馬	53.1	宮	愛	51.5	宮	愛	53.9	高	福	52.6	高	福	49.5	高	福	49.6	山	野	48.9	京	三	0.7
18	徳	島	51.2	徳	島	52.8	知	川	50.9	知	川	53.8	三	高	51.9	三	高	49.2	三	高	49.4	山	野	48.7	山	滋	0.1
19	新	佐	51.2	新	佐	52.8	香	川	50.9	香	川	53.6	島	福	51.9	島	福	49.1	島	福	49.4	山	野	48.7	山	滋	-0.3
20	高	宮	50.3	高	宮	52.5	高	佐	50.8	高	佐	53.1	島	福	51.9	島	福	49.0	島	福	49.3	山	野	48.7	山	滋	-0.6
21	山	鹿	49.7	山	鹿	52.4	高	佐	50.7	高	佐	52.9	宮	廣	51.7	宮	廣	49.0	宮	廣	49.1	山	野	48.5	大	愛	-0.7
22	崎	島	49.6	崎	島	51.8	高	佐	51.8	高	佐	52.4	宮	廣	51.7	宮	廣	48.8	宮	廣	49.0	山	野	48.4	大	愛	-1.0
23	愛	知	49.4	愛	知	51.5	愛	知	50.2	愛	知	52.1	京	東	51.5	京	東	48.8	京	東	48.6	山	野	48.4	佐	賀	-1.1
24	知	賀	49.4	知	賀	51.4	愛	知	50.0	愛	知	52.1	京	東	50.9	京	東	48.7	京	東	48.5	山	野	48.3	佐	賀	-1.1
25	滋	熊	49.0	滋	熊	50.8	重	賀	49.9	重	賀	51.8	山	森	50.8	山	森	48.5	山	森	48.5	山	野	48.1	静	廣	-1.3
26	熊	森	48.9	熊	森	50.1	滋	熊	49.3	滋	熊	51.6	青	森	50.8	青	森	48.3	青	森	48.5	山	野	48.1	静	廣	-1.3
27	茨	青	48.6	茨	青	49.8	田	島	49.1	田	島	51.5	青	森	50.2	青	森	48.3	青	森	48.4	山	野	47.9	山	青	-1.3
28	茨	青	48.2	茨	青	49.6	鹿	鹿	48.5	鹿	鹿	51.2	山	賀	50.0	山	賀	47.8	山	賀	48.1	山	野	47.9	山	青	-1.7
29	秋	愛	47.8	秋	愛	49.2	森	熊	48.4	森	熊	51.0	山	賀	49.3	山	賀	47.3	山	賀	47.3	山	野	47.5	山	青	-2.0
30	山	大	47.1	山	大	49.1	熊	熊	48.0	熊	熊	50.9	福	口	49.3	福	口	49.3	福	口	47.1	山	野	47.4	山	青	-2.2
31	山	大	46.9	山	大	48.5	島	京	47.7	島	京	50.9	福	口	49.3	福	口	46.8	福	口	48.0	山	野	47.5	山	青	-2.4
32	分	重	46.6	分	重	48.3	京	東	47.5	京	東	50.3	宮	崎	49.3	宮	崎	46.7	宮	崎	47.9	山	野	47.0	山	青	-2.6
33	重	城	45.9	重	城	48.0	分	城	47.5	分	城	50.2	山	徳	49.1	山	徳	46.6	山	徳	47.8	山	野	46.9	山	青	-2.7
34	宮	京	44.6	宮	京	47.0	宮	京	46.7	宮	京	50.1	京	宮	48.9	京	宮	46.4	京	宮	47.8	山	野	46.9	山	青	-2.9
35	都	京	43.4	都	京	46.6	都	京	46.7	都	京	49.8	宮	京	48.5	宮	京	46.3	宮	京	47.6	山	野	46.9	山	青	-3.0
36	京	府	42.4	京	府	46.2	都	府	46.7	都	府	49.6	宮	京	48.2	宮	京	46.3	宮	京	47.4	山	野	46.4	山	青	-3.8
37	長	崎	41.8	長	崎	45.9	埼	玉	46.5	埼	玉	48.1	山	徳	48.2	山	徳	46.2	山	徳	47.1	山	野	46.3	山	青	-3.9
38	崎	玉	41.7	崎	玉	45.3	埼	玉	45.7	埼	玉	47.9	山	徳	47.9	山	徳	45.9	山	徳	47.0	山	野	46.2	山	青	-4.0
39	北	海	41.4	北	海	45.3	千	葉	45.6	千	葉	47.7	山	徳	47.5	山	徳	45.7	山	徳	46.9	山	野	46.1	山	青	-4.1
40	福	崎	40.8	福	崎	45.1	千	葉	44.0	千	葉	47.5	山	徳	47.5	山	徳	45.6	山	徳	46.3	山	野	46.0	山	青	-4.9
41	崎	玉	40.8	崎	玉	44.2	北	海	44.0	北	海	47.2	山	徳	47.4	山	徳	45.3	山	徳	46.1	山	野	46.0	山	青	-5.2
42	和	歌	40.5	和	歌	43.4	山	形	43.9	山	形	47.1	北	海	47.1	北	海	45.3	北	海	46.0	山	野	45.2	山	青	-5.5
43	大	兵	39.0	大	兵	42.7	崎	玉	43.8	崎	玉	47.0	山	徳	47.0	山	徳	44.9	山	徳	45.2	山	野	44.8	山	青	-5.6
44	京	府	37.5	京	府	42.7	大	兵	43.6	大	兵	47.0	山	徳	46.1	山	徳	44.8	山	徳	45.1	山	野	44.8	山	青	-5.7
45	奈	良	36.0	奈	良	42.5	福	井	42.7	福	井	46.3	山	徳	46.0	山	徳	44.3	山	徳	44.8	山	野	44.7	山	青	-7.8
46	奈	良	36.0	奈	良	42.0	沖	奈	41.8	沖	奈	45.3	山	徳	44.3	山	徳	43.1	山	徳	44.8	山	野	44.8	山	青	-8.7
47	沖	奈	35.5	沖	奈	39.6	良	島	41.6	良	島	43.7	山	徳	42.0	山	徳	41.0	山	徳	42.9	山	野	42.5	山	青	-8.7

〔出所〕 総務省統計局「就業構造基本調査」（e-Stat）より作成。

ど変わっていない。高い地域としては、福井県、石川県、富山県、長野県などが挙げられ、低い地域としては、奈良県、兵庫県、北海道、和歌山県などが挙げられよう。

このような都道府県別にみた女性有業率の順位が静態的にみえるなか、劇的な変化がみられるのは東京都である。七七年の東京都の女性有業率は四〇・五％であり、全国四七都道府県のなかで四二位の低さであった。それが八七年には四七・五％（三二位）、九七年には五一・五％（二三位）と着実に上昇し、一二年では五二・二％と全国二位の水準にまで達している。

七七年から一二年までの変化で女性有業率の上昇幅が最も大きかったのは沖縄県であり、三五・五％（四七位）から四八・四％（二三位）まで、一二・九ポイント上昇した。神奈川県も一二・三ポイントの上昇をみせたが、両県とも七七年時点では最低位水準であったため、一二年現在の順位は中位クラスとなっている。

以上のように、女性有業率は地域による差が大きく、またこの三五年間の変化をみても、上昇した地域と低下した地域があった。だが男性有業率に目を転じれば、すべての都道府県で低下しており、また、女性有業率が低下した都道府県でも男性有業率の低下幅よりは小さかったことを踏まえると、全国すべての都道府県において女性有業者の存在は大きくなっている。

●年齢階級別・女性労働力率

次に確認するのは、年齢階級別・女性労働力率の推移である。日本の女性労働力率の特徴としてM字型カーブが広く知られているが、長期時系列の推移を五年ごとにとみると、一九七五年を前後に傾

向が変化している。

巻頭色刷り第1図は、一九七五年以前の年齢階級別・女性労働力率の推移であり、M字の底が深まっていた時期である。二五～二九歳の労働力率は、六〇年の五四・五％から七五年の四二・六％まで、一一・九ポイントも大幅に低下した。出産・育児期に女性が労働市場から退出する傾向が強まっていた時代といえる。

しかし七五年以降、M字の底は徐々に浅くなり、底となる年齢が遅くなる形で変化していった。七五年以降の年齢階級別・女性労働力率の推移を巻頭色刷り第2図でみると、この約四〇年間、女性の労働力率は全体として高まり、M字の底も浅くなっていったことがわかる。直近の一四年では、労働力率が最も高い二五～二九歳層のM字の第一ピークは七九・三％までに達するようになった。労働力率が最も低下するM字の底は三五～三九歳になり、七五年以前の時代から一〇年も遅れるようになったが、底とはいえ七〇・八％であり、七五年のM字の底（二五～二九歳、四二・六％）と比べて二八・二ポイントも高い。もはやM字型カーブを維持しているというより、ほぼ台形型に近づいているといえよう。

●M字の底の上昇要因

さて、このようなM字型労働力カーブの解消傾向は、女性が出産・育児で労働市場から引退することなく継続就業するようになったことを意味するのだろうか。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局「平成二二年版働く女性の実情」は、一九九〇年から二〇一〇年までの二〇年間ににおける女性就業率の変化を配偶関係別に要因分解して検討している。それによる

と、M字の底であった二五歳から三四歳の就業率が上昇した要因は、有配偶者の就業率が上昇したこともあるが（九〇年四四・三％、一〇年五二・〇％）、配偶関係別の構成割合が変化し、未婚者の比率が高まったことによる効果が最も大きいとしている（九〇年一二・九％、一〇年三二・九％）。

このことをより長期に確認するため、七五年からの推移をみてみよう。第4表は、女性の労働力人口に占める配偶関係「未婚」の割合を年齢階級別にみたものである。まず、二五～二九歳をみると、七五年では四割弱にすぎなかった未婚者の割合は、一四年では七割近くにまで増加している。三〇～三四歳をみても、七五年では一三・四％だった未婚者の割合は、一四年には四一・六％にまで増加した。すなわち、女性が出産・育児で労働市場から引退することなく継続就業するようになったというよりも、出産・育児にかかわる蓋然性の高い有配偶者が相対的に少なくなり、未婚者の割合が高まったことが、M字の底にあたる年齢層の女性労働力率を押し上げたと考えられる。

ただし、七五年から〇五年までの三〇年間では、各年齢層で未婚者の割合は高まっているが、〇五年と一四年とでは大きな変化はない。直近一〇年間のこの年齢層における女性労働力率の高まりは、未婚者割合の増加では説明できない。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局「平成二二年版働く女性の実情」では、M字の底が浅くなってきた背景要因として、有配偶者の就業率の上昇効果もみられるとして、有配偶世帯の妻の有業率を分析している。それによると、九七年と〇七年の一〇年間でたしかに二五～三四歳の妻の有業率は上昇したものの、子どものいる世帯の

妻の上昇幅より、子どものいない世帯の妻の上昇幅のほうが大きかった。たとえば三〇～三四歳でみると、子どものいる世帯の妻の有業率は四〇・〇％から四四・〇％まで四・〇ポイント増であるのに対し、子どものいない世帯の妻の有業率は五五・三％から六七・七％まで一二・四ポイントの増であった。

このことを長期時系列で確認するため、「就業構造基本調査」を用いて八二年から五年ごとの推移をみたのが第5表である。有配偶世帯の妻の有業率について、この三〇年間の推移をみると、三五～三九歳層ではそれほど変化はない。しかし、三〇～三四歳層では四四・三％から五四・三％まで一〇・〇ポイント増加し、二五～二九歳層では三五・四％から五二・四％まで一七・〇ポイント増加するなど、この年齢層では有配偶者の妻の有業率が大きく上昇したことがわかる。すなわち、未婚者割合の増加だけが女性労働力率の上昇要因とはいえない。

ただし、子どもの有無別でみると、子どものいない世帯の妻の有業率のほうが上昇幅が大きいことがわかる。三〇～三四歳層では、子どものいる世帯の妻の有業率は四三・五％から五〇・二％まで六・七ポイント増加したものの、子どものいない世帯の妻の有業率は五五・三％から六九・一％まで一三・八ポイントの増加である。

しかも、有配偶世帯のなかで子どものいる世帯の割合は、明らかに少なくなってきた。妻が三〇～三四歳の有配偶世帯では、八二年では九二・八％の世帯に子どもがいたのに対して、一二年では七八・〇％にまで減少している。つまり、有配偶世帯の妻の有業率はたしかにこの三〇年間で上昇してきたが、それは、子どものいない

第4表 年齢階級別・女性労働力人口に占める配偶関係「未婚」の割合 (%)

	25～29歳	30～34歳	35～39歳
1975年	38.9	13.4	6.2
1985年	49.0	16.2	7.9
1995年	66.6	30.5	12.8
2005年	70.9	42.4	23.7
2014年	69.7	41.6	27.1

〔出所〕 1975～1995年は各調査年の『労働力調査報告（年報）』（総理府統計局、総務庁統計局）より作成。

2005～2014年は総務省統計局「労働力調査（基本集計）」（e-Stat）より作成。

第5表 25～39歳の有配偶世帯の妻の有業率（1982～2012年） (%)

		有配偶世帯の妻の有業率			有配偶世帯に占める子どものいる世帯の割合
			子どものいる世帯	子どものいない世帯	
25～29歳	1982年	35.4	30.9	51.6	78.2
	1987年	35.0	28.6	53.3	74.0
	1992年	39.1	30.1	57.1	66.7
	1997年	40.1	28.9	56.8	60.1
	2002年	44.0	33.1	63.5	64.0
	2007年	48.0	37.4	67.4	64.7
	2012年	52.4	44.0	69.3	66.6
30～34歳	1982年	44.3	43.5	55.3	92.8
	1987年	42.4	41.1	53.8	90.1
	1992年	45.3	43.4	55.2	84.5
	1997年	43.3	40.0	55.3	78.4
	2002年	43.1	38.3	61.2	78.8
	2007年	49.5	44.0	67.7	76.9
	2012年	54.3	50.2	69.1	78.0
35～39歳	1982年	57.1	56.9	61.0	94.6
	1987年	56.3	56.1	59.6	93.8
	1992年	59.9	59.6	62.7	90.0
	1997年	57.0	56.3	61.2	85.7
	2002年	54.7	53.7	62.0	87.0
	2007年	56.7	54.8	66.5	83.4
	2012年	59.1	57.4	68.0	83.8

〔備考〕 子どものいる世帯とは、「夫婦と子供から成る世帯」および「夫婦、子供と親から成る世帯」（1987年以前は「夫婦、子供と両親から成る世帯」「夫婦、子供と片親から成る世帯」）の合計。子どものいない世帯とは、「夫婦のみの世帯」および「夫婦と親から成る世帯」（1987年以前は「夫婦と両親から成る世帯」「夫婦と片親から成る世帯」）の合計。1992年の有配偶世帯の妻の有業率は「夫が有業の妻」である。

〔出所〕 1997～2007年の有配偶世帯の妻の有業率は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局「平成22年版 働く女性の実情」にもとづく。それ以外の年次は、同じ計算式にて各年の「就業構造基本調査」より算出。有配偶世帯に占める子どものいる世帯の割合は、「就業構造基本調査」の元データより算出。

世帯が増加したのと、子どものいない世帯の妻の有業率の増加がより大きく影響したものと考えられる。

●出産と就業継続

このようにM字の底にあたる年齢層の状況を見ると、M字型労働力カーブの解消傾向は、総じて、仕事と家庭の両立がしやすくなり、女性が出産・育児で労働市場から引退することなく就業継続するようになった結果というよりも、出産・育児を経験する女性の数自体が減少してきた結果とみたほうが実態に近い。なぜなら、出産した女性に限れば就業継続者はほとんど増加していないからである。

巻頭色刷り第3図は、第一子の出生年別にみた出産前後の妻の就業変化を表したものである。八五〇八九九年に第一子を出産した妻の場合（一五年現在、第一子は二六〇三〇歳）、妊娠前から無職だった割合が三五・五%、出産退職した割合が三七・四%であり、就業継続したのは二四・〇%（五・七%＋一八・三%）であった。それに対して、〇五〇九九年に第一子を出産した妻の場合（一五年現在、第一子は六〇一〇歳）、妊娠前から無職だった割合は二四・一%と減少したものの、出産前まで就業している女性がそれだけ多くなったことから、出産退職した割合は四三・九%に及んでいる。

育児休業制度の普及により、育児休業を利用して就業継続する割合は、五・七%（八五〇八九九年に第一子を出産）から一七・一%（〇五〇九九年に第一子を出産）まで、たしかに上昇した。しかし、〇五〇九九年に第一子を出産した妻のうち、育児休業制度の利用の有無にかかわらず就業継続した割合は二六・八%（一七・一%

＋九・七%）にとどまり、二〇年前に出産した女性とその割合はほとんど変わっていないのである。

第三章 従業上の地位・雇用形態

●従業上の地位

就業率や有業率という指標で注意しなければならないのは、長期的にみた場合、どのような就業なのかは時代によって異なることである。戦後、女性労働力率が比較的高く、徐々にM字の底が深まっていた時代は、多くの女性従業者の従業上の地位は家族従業者であった。今日では家族経営協定などにおいて家族従業者の就業条件を明確化する例もあるが、一般的に家族従業者は無報酬である。当時の女性労働力率や就業率の高さは必ずしも女性の経済力の高さを意味するものではなかった。

第6表は、従業者の従業上の地位について、一九五五―二〇一四年まで約六〇年間の推移をみたものである。女性従業者のうち、雇用人の割合が五割を超えるのは七〇年であり、それ以前の女性の働き方としては自営業層（自営業主・家族従業者）が主流だったことがわかる。五五年から今日まで、女性従業者に占める自営業層の割合は一貫して低下してきた結果、今や女性従業者の九割は雇用人となった。

男性も同様に、従業者に占める雇用人の増加は増加してきたが、女性の割合の変化のほうが明らかに大きい。結果として、雇用人に占める女性比率は着実に高まり、一四年の雇用人の四割以上は女性

第6表 就業者の従業上の地位（1955～2014年）

(%)

	女性				男性				女性比率			
	就業者 総数	自営業主	従業者 家族	雇用者	就業者 総数	自営業主	従業者 家族	雇用者	就業者 総数	自営業主	従業者 家族	雇用者
1955年	100.0	15.7	53.1	31.2	100.0	31.8	16.0	52.2	41.6	26.0	70.2	29.9
1960年	100.0	15.8	43.4	40.8	100.0	27.4	10.5	62.1	40.7	28.3	73.9	31.1
1965年	100.0	14.5	36.8	48.6	100.0	23.4	7.8	68.8	39.7	29.1	75.6	31.7
1970年	100.0	14.2	30.9	54.7	100.0	22.4	6.0	71.5	39.3	29.2	76.9	33.2
1975年	100.0	14.3	25.7	59.8	100.0	20.1	3.9	75.8	37.4	29.8	79.8	32.0
1980年	100.0	13.7	22.9	63.2	100.0	19.4	3.3	77.1	38.7	30.8	81.4	34.1
1985年	100.0	12.5	20.0	67.2	100.0	17.9	2.8	78.9	39.7	31.4	82.5	35.9
1990年	100.0	10.7	16.7	72.3	100.0	16.3	2.5	80.8	40.6	30.9	82.0	37.9
1995年	100.0	9.0	12.5	78.3	100.0	14.3	1.8	83.7	40.5	29.8	82.4	38.9
2000年	100.0	7.8	10.6	81.4	100.0	13.8	1.7	84.3	40.8	27.9	81.8	40.0
2005年	100.0	6.3	8.6	84.7	100.0	13.0	1.5	85.0	41.4	25.5	80.1	41.3
2010年	100.0	5.5	5.9	88.2	100.0	12.0	0.9	86.7	42.2	25.1	82.1	42.6
2014年	100.0	5.2	5.0	89.3	100.0	11.4	0.9	87.2	43.0	25.7	81.0	43.5

〔備考〕 1955～1970年の数値には沖縄県分は含まれていない。

2015年3月現在公表されている「長期時系列表」の時系列接続用数値を用いて算出。

〔出所〕 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」（e-Stat）より作成。

となった。いまや男女ともに就業者の九割が雇用者である「雇用社会」である。

●雇用形態

では、雇用者の雇用形態はどのように変化したか。第7表は、一九八五～二〇一四年の雇用者数を雇用形態別にみたものである。女性の雇用者総数はこの約三〇年間に一五〇九万人から二四〇〇万人まで一・五九倍に増加したが、驚くべきことに、正規の職員・従業員はまったく増加していない。八五年の女性の正規雇用者は九九四万人、一四年のそれは九八二万人であり、わずかながら減少をきたしている。

八五年に男女雇用機会均等法が成立して、約一〇年間は女性の正規雇用者は増加した。九五年の正規雇用者数は一一五九万人であり、八五年の一・一七倍になっている。最も正規雇用者数が多かったのは、表に示されていないが、九七年の一・一七二万人である。しかしながら、女性の正規雇用者数は九七年をピークに減少傾向に転じ、直近の正規雇用者数は男女雇用機会均等法が成立した年を下回るまで減少した。

代わりに増加したのは、非正規雇用者である。非正規の職員・従業員数は八五年の四七〇万人から一四年には一三三七万人まで八六七万人増加し、八五年時点の二・八四倍という数にまで膨らんだ。

結果として、この約三〇年間で、女性雇用者像は大きく変わることなる。均等法が成立した八五年頃は、女性雇用者の七割が正規雇用であった。パート・アルバイトなど非正規雇用者も存在していたが、正規雇用者の半数に満たない四七〇万人であり、女性の約三

第7表 雇用形態別・雇用者数（1955～2014年）

		雇用者数（万人）											割合（％）		雇用者数の増減指数 （1985年2月＝1.00）			
		総 数	役員を除く雇用者	正規の職員・ 従業員	非正規の職員・ 従業員	パート・ アルバイト	パート	アルバイト	労働者派遣事業 所の派遣社員	契約社員	嘱託	その他	正規の職員・ 従業員	非正規の職員・ 従業員	総 雇用者 数	役員を除く 雇用者	正規の職員・ 従業員	非正規の職員・ 従業員
女 性	1985年2月	1509	1463	994	470	417	344	73	—	—	53		67.9	32.1	1.00	1.00	1.00	1.00
	1990年2月	1765	1695	1050	646	584	480	104	—	—	62		61.9	38.1	1.17	1.16	1.06	1.37
	1995年2月	1994	1904	1159	745	675	535	140	—	—	70		60.9	39.1	1.32	1.30	1.17	1.59
	2000年2月	2087	2011	1077	934	846	663	183	25	—	64		53.6	46.4	1.38	1.37	1.08	1.99
	2005年1～3月平均	2198	2100	1013	1087	845	678	167	60	126		56	48.2	51.8	1.46	1.44	1.02	2.31
	2010年1～3月平均	2337	2246	1050	1196	909	744	163	66	153		70	46.8	53.2	1.55	1.54	1.06	2.54
	2014年1～3月平均	2400	2319	982	1337	1047	839	208	69	136	45	41	42.3	57.7	1.59	1.59	0.99	2.84
男 性	1985年2月	2749	2536	2349	187	83	16	67	—	—	104		92.6	7.4	1.00	1.00	1.00	1.00
	1990年2月	2925	2674	2438	235	126	26	100	—	—	109		91.2	8.8	1.06	1.05	1.04	1.26
	1995年2月	3176	2876	2620	256	150	28	122	—	—	106		91.1	8.9	1.16	1.13	1.12	1.37
	2000年2月	3180	2892	2553	338	232	56	176	9	—	98		88.3	11.7	1.16	1.14	1.09	1.81
	2005年1～3月平均	3125	2824	2320	503	249	79	170	35	151		68	82.2	17.8	1.14	1.11	0.99	2.69
	2010年1～3月平均	3140	2850	2331	518	246	78	167	34	174		67	81.8	18.2	1.14	1.12	0.99	2.77
	2014年1～3月平均	3136	2874	2241	632	304	102	202	47	158	78	46	78.0	22.0	1.14	1.13	0.95	3.38

〔備考〕 2015年3月現在公表されている「長期時系列表」の時系列接続用数値であり、各年の報告書等の数値とは異なることがある。

「非正規の職員・従業員」は、2005年以前の数値は「パート・アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員・嘱託」「その他」の合計。2010年以降は新たにこの項目を設けて集計した数値である。

〔出所〕 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」（e-Stat）より作成。

1985～2000年は「労働力調査特別調査」、2005～2014年は「労働力調査（詳細集計）」にもとづく。

割にすぎなかった。正規雇用者はその後一〇年あまりは増加したものの、その後は大きく減少し、いまや均等法成立年を下回る数にまで落ち込んだ。代わりに増加したのが非正規雇用者であり、〇五年頃には女性雇用者の過半数に至り、今や六割近くを占めるまでに増加した。

正規雇用者の減少と非正規雇用者の増加は、女性に限らず、男性にも共通したこの間の労働市場の変化である。八五年の正規雇用者数を一とした指数でみると、一四年の正規雇用者は〇・九五と一を下回り、女性と同様、男性も正規雇用者の絶対数を減らしている。代わりに増加した非正規雇用者は三・三八であり、女性の増減指数を超える三倍以上に増加した。ただし、そもそも男性の非正規雇用者数は少なく、八五年で一八七万人、男性雇用者全体の七・四％にすぎなかったため、増加したとはいえ女性の数ほどではない。男性の非正規雇用者の増加に注目が集まることがあるが、絶対的に数が多いのは女性である。しかしながら、着実に男性においても非正規雇用の割合は増加しており、今や男性雇用者の二二・〇％を占めるまでとなった。

●初職の雇用形態

非正規雇用の拡大は、労働市場に大きな変化を及ぼしたが、今後様々な影響を与えると考えられる。なぜなら、学卒後、労働市場に入ってキャリアを形成する最初の仕事为非正規である若者が増加しつつあるからである。

第8表は、初職が「会社などの役員を除く雇用者」だった者のうち、その初職の雇用形態が正規雇用か非正規雇用かについてみたも

のである。一九八七年九月以前に初職に就いた者（二〇歳で初職に就いたと仮定すると現在四〇歳代後半以上）では、初職の雇用形態は女性の八割以上、男性の九割以上が正規雇用であった。女性は当時から初職が非正規という若者が二割弱いたことがわかるが、男性は六・九％とわずかである。

その後、八七年から九二年までの五年間（同仮定では現在四〇歳代）は大きな変化はなく、男女とも初職が非正規の割合はそれほど増加していない。それに対して、九二年から九七年の五年間（同仮定では現在三〇歳代後半から四〇歳代前半）をみると、女性では初職非正規の割合が二六・一％となり、四人に一人が非正規職からキャリアをスタートさせることになった。男性も一一・三％と一割を超えるに至るが、前五年間に対して男性は三・四ポイント増と、女性の七・三ポイント増に比べて増加幅は小さい。

九七年から〇二年の五年間（同仮定では現在三〇歳代）で男女格差はさらに広がり、男性は一一・三％から一七・九％まで六・六ポイント増加するが、女性は二六・一％から三七・九％へ一一・八ポイント増加し、初職から非正規という女性が四割に迫るまでとなる。非正規雇用の拡大は男女ともに共通してみられる特徴であるが、非正規化は男女同程度に進んだわけではなく、学卒後、初めて仕事に就く若者の就業機会で見ると、とりわけ女性に正社員としてのキャリアを形成する道が閉ざされていった。

〇二年から直近一二年までの一〇年間は一年ごとに示したが、初職から非正規である割合はほぼ毎年増加している。直近データで見ると、今や男性の三割以上、女性の五割以上が、学卒後の初職から非正規である。

第8表 「会社などの役員を除く雇用者」として初職に就いた者の初職の雇用形態
(1987年以前～2012年) (%)

		女性		男性	
		正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員
初職に就いた時期	1987年9月以前	82.8	17.2	93.1	6.9
	1987年10月～1992年9月	81.2	18.8	92.0	8.0
	1992年10月～1997年9月	73.9	26.1	88.7	11.3
	1997年10月～2002年9月	62.1	37.9	82.1	17.9
	2002年10月～2003年9月	58.3	41.7	77.9	22.1
	2003年10月～2004年9月	56.2	43.8	79.1	20.9
	2004年10月～2005年9月	58.0	42.0	77.9	22.1
	2005年10月～2006年9月	56.6	43.3	77.7	22.3
	2006年10月～2007年9月	55.0	45.0	76.5	23.5
	2007年10月～2008年9月	55.0	45.0	75.6	24.4
	2008年10月～2009年9月	54.2	45.8	75.2	24.8
	2009年10月～2010年9月	50.1	49.9	71.5	28.5
	2010年10月～2011年9月	47.7	52.3	68.1	31.9
	2011年10月～2012年9月	46.8	53.2	64.9	35.1

〔出所〕 総務省統計局「就業構造基本調査」(e-Stat) より作成。

非正規雇用の賃金は正規雇用の賃金より低く、雇用者として働きながら得られる教育訓練の機会も限られており、キャリア形成や生涯賃金において不利になる可能性が高い。日本の労働市場における非正規雇用の拡大は、現在の若者の将来への影響を通して、これまでに以上に日本経済に様々な影響を及ぼすことが懸念される。また、男女ともに非正規化が進行しているとはいえ、女性でよりその割合が増加していることは、結果として雇用機会や稼得機会における男女格差を一層拡大させることにつながりかねない。

●就業形態の構造変化

ここで、これまで考察してきた労働力率・就業率の変化と雇用形態の変化を組み合わせて、女性の労働市場への参加状況、すなわち就業形態の構造変化について確認しておきたい。

巻頭色刷り第4図、第5図は、一九八七年と二〇一二年の「就業構造基本調査」から、年齢階級別にみた女性の有業者・無業者の割合と有業者の雇用形態をみたものである。八七年は有業者の割合がM字型に落ち込むカーブを描いている。だが、若年層の有業者のほとんどが正規雇用として働いていたことが確認できるだろう。

それに対して一二年をみると、たしかに無業者の割合は全体として縮小し、有業者が占める面積は増大した。M字の底は浅くなり、年齢階級別カーブはほぼ台形型に近づきつつある。しかしながら、その面積を増大させたのは正規雇用ではなく非正規雇用である。とりわけ影響が大きいのは若年層であり、二〇歳代の女性の正規雇比率の減少が著しいことがわかる。

非正規雇用の多くは雇用期間の定めのある有期契約であり、長期

的なキャリアを展望することや数年後の将来の生活を見通すことは難しい。育児休業制度が普及してきたとはいえ、出産退職する女性がいまだに多いのは、この若年女性の非正規化の拡大と無縁ではないだろう。

このように、男女雇用機会均等法が成立した八五年から今日までの推移をみると、女性の労働力参加の状況は大きく変化した。女性労働力率・就業率の上昇、M字型労働力カーブの解消傾向は、一見、女性がいつそう働きやすくなり、雇用機会や稼得機会における男女平等が進展したようにみえる。だが、日本の労働市場における非正規雇用の拡大は、育児休業制度のように仕事と家庭の両立を図るための諸政策を事実上無効化するものとして作用した可能性がある。とりわけ若年女性の非正規雇用の拡大は、これまで以上にこれからの将来にわたって日本の労働市場や少子化に影響を及ぼしていくことが懸念されよう。

第四章 賃金

以上のような労働市場の構造変化は、女性の労働条件や男女格差の実態にいかなる影響を与えたか。続いて、賃金・労働時間についてみていきたい。まずとりあげるのは賃金についてである。

●「賃金構造基本統計調査」からみた男女賃金格差

賃金に関する統計で最もよく利用されるのは、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」である。調査結果として一般的に表記される数

値は常用労働者一〇人以上を雇用する事業所を対象とした結果であり、五人以上九人以下を雇用する事業所については特掲されている。常用労働者とは、「①期間を定めずに雇われている労働者、②一カ月を超える期間を定めて雇われている労働者、③日々または一カ月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち四月および五月にそれぞれ一八日以上雇用された労働者」のうち、いずれかに該当する労働者である。調査対象期日は六月三〇日現在で、賃金月額の調査対象は六月の給与である。

同調査は常用労働者を「一般労働者」と「短時間労働者」に区分しており、主な調査結果は「一般労働者」のそれである。「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より一日の所定労働時間が短いまたは一日の所定労働時間が同じでも一週の所定労働日数が少ない労働者であり、「一般労働者」とは「短時間労働者」以外の者である。また、雇用形態別ではそれぞれ「正社員・正職員」と「正社員・正職員以外」に区分される。

第9表は、「一般労働者」の賃金を所定内給与額でみたものである。所定内給与額とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件や算定方法により六月分として支給された現金給与額（きまつて支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額を差し引いた額であり、所得税等を控除する前の額をいう。

均等法が成立した八五年の賃金（所定内給与額）は、女性一四万五八〇〇円、男性二四万四六〇〇万円であった。女性の賃金は男性の五九・六％水準であり、男性は女性の一・六八倍の賃金を得ていた。その後、男女賃金格差は徐々に縮小していき、一〇年後の九五年には六二・五％水準（一・六〇倍）、〇五年には六五・九％水準

第9表 「賃金構造基本統計調査」の所定内
給与額と男女格差（一般労働者、
1980～2014年）（企業規模10人以上）

	女性 (千円)	男性 (千円)	男女格差指標	
			男性 = 100	女性 = 1
1980年	116.9	198.6	58.9	1.70
1985年	145.8	244.6	59.6	1.68
1990年	175.0	290.5	60.2	1.66
1995年	206.2	330.0	62.5	1.60
2000年	220.6	336.8	65.5	1.53
2005年	222.5	337.8	65.9	1.52
2010年	227.6	328.3	69.3	1.44
2014年	238.0	329.6	72.2	1.38

〔出所〕 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
(e-Stat) より作成。

（二・五二倍）となる。○五年から一四年にかけての縮小幅は大きく、一四年の女性の賃金三万八〇〇〇円は、男性の三万九六〇〇円の七二・二％水準に達し、一・三八倍まで差は縮まっている。このような指標でみるかぎり、男女賃金格差はこの三〇年あまりの間に明らかに縮小してきたとみることができるだろう。

ただし、これはあくまで「一般労働者」とされる男女間の賃金比較である。女性就業者のうち「一般労働者」とされる「短時間労働者以外の常用労働者」の割合が相対的に少なくなれば、「一般労働者」の賃金が高くなると男女平等に近づいていったとしても、それは女性就業者全体の賃金上昇を意味しない。

◎「賃金構造基本統計調査」の労働者構成

第10表は、男女別・就業形態別・雇用形態別など労働者のカテゴリ別の賃金を労働者数とともにみたものである。「賃金構造基本統計調査」で表記されている労働者数は、調査した労働者の数に復元倍率（標本抽出時における抽出率の逆数）を乗じて復元した数であり、加重平均により給与額等を算定する際に用いるものである。それゆえ「労働力調査」などとは異なり、労働者数そのものを分析対象とするのは適切ではない。しかし、同調査で事業所から回答があり集計対象となった常用労働者全体のなかで、通常表記される「一般労働者」がどの程度を占めるのか確認しておくことは必要である。

まず「一般労働者」の賃金を雇用形態別に詳細にみると、女性の「一般労働者」で正規（正社員・正職員）の賃金は二万五六〇〇円である。これは男性の正規の賃金三四万三二〇〇円の七四・八％水準に相当し、「一般労働者」のなかでも正規に限れば男女格差はよりいっそう縮小する。

ただし、賃金を算出するベースとなった労働者数に注目すると、このような調査結果の数値の代表性が明らかとなる。男性の「一般労働者」の算出ベースとなった労働者数は一四九〇万二七〇人であり、これは「短時間労働者」と合計した集計対象労働者総数の八八・三％に相当するものである。それに対して、女性は「短時間労働者」に括られる労働者数が相対的に多いことから、「一般労働者」七二五万六二八〇人は集計対象労働者総数の五七・一％に相当するにすぎない。この「一般労働者」の女性の賃金上昇し、「一般労働者」どうしで比較した男女の賃金格差がたとえ縮小したとし

第10表 「一般労働者」「短時間労働者」の所定内給与額と労働者数（2014年）
（企業規模10人以上）

女性 一般労働者＋短時間労働者 12,705,720人 100.0%	一般労働者 238.0千円 7,256,280人 57.1%	{	正社員・正職員	256.6千円	5,517,290人	76.0%
			正社員・正職員以外	179.2千円	1,738,990人	24.0%
	短時間労働者 1012円 5,449,440人 42.9%	{	正社員・正職員	1336円	177,520人	3.3%
			正社員・正職員以外	1001円	5,271,920人	96.7%
男性 一般労働者＋短時間労働者 16,874,040人 100.0%	一般労働者 329.6千円 14,900,270人 88.3%	{	正社員・正職員	343.2千円	13,224,660人	88.8%
			正社員・正職員以外	222.2千円	1,675,600人	11.2%
	短時間労働者 1120円 1,973,770人 11.7%	{	正社員・正職員	1508円	87,850人	4.5%
			正社員・正職員以外	1102円	1,885,920人	95.5%

〔備考〕「一般労働者」の所定内給与額は月間、「短時間労働者」の所定内給与額は1時間あたりである。

労働者数は10人未満を四捨五入したものであり、調査した労働者の数に復元倍率を乗じて復元した数である。

〔出所〕厚生労働省「平成26年賃金構造基本統計調査」（e-Stat）より作成。

でも、労働市場全体における男女賃金格差が縮小したとはいえないのである。

●「賃金構造基本統計調査」における「一般労働者」

第11表は、「賃金構造基本統計調査」の調査結果の算出ベースとなった女性労働者数を就業形態別にみたものである。同調査で就業形態別の区分が始まるのは一九七〇年調査からであり、当時は女性の「一般労働者」と「パートタイム労働者」(当時の名称)を合計した集計対象労働者総数のなかで「一般労働者」は九五・〇%を占めていた。当時であれば、「一般労働者」の賃金の調査結果は女性の常用労働者全体の賃金をほぼ代表していたと考えられよう。しかし、「一般労働者」の割合は縮小の一途をたどっている。八〇年調査では九割を下回り、九〇年調査では八割、二〇〇〇年調査では七割、一〇年調査では六割を切るなど、ほぼ一〇年ごとに一〇ポイントずつその割合を低下させてきた。「一般労働者」が九割以上を占めていた時代と六割を切るまでとなった現代では、同一調査の数値であってもその意味合いは異なっているといえるのではないだろうか。

第9表でみたとおり、「一般労働者」の女性の賃金は上昇し、男女の賃金格差は、この約三〇年間、たしかに縮小してきた。だが、それは第7表が示すように、正規雇用の労働者数が絶対的にも減少するなかで生じてきた現象であり、そもそも「一般労働者」となりうる女性労働者自体が縮小してきたことを念頭に置かねばならない。

このような限界を考慮したうえで、男女賃金格差が縮小してきた

第11表 「賃金構造基本統計調査」集計対象労働者数からみた女性の「一般労働者」の割合（1970年～2014年）（女性）

	一般労働者 (十人)	短時間労働者（パート タイム労働者）(十人)	一般労働者の割合 (%)
1970年	512,682	27,085	95.0
1976年	617,615	48,642	92.7
1980年	621,450	83,076	88.2
1985年	687,740	139,150	83.2
1990年	731,061	185,498	79.8
1995年	764,136	248,283	75.5
2000年	680,350	320,758	68.0
2005年	678,850	415,949	62.0
2010年	627,435	460,191	57.7
2014年	725,628	544,944	57.1

〔備考〕 常用労働者の区分名称は1970～2000年は「一般労働者／パートタイム労働者」、2005～2014年は「一般労働者／短時間労働者」である。

一般労働者の割合は、一般労働者数と短時間労働者（パートタイム労働者）数の合計に占める一般労働者数の割合である。

1970年調査ではパートタイム労働者を含む労働者数の記載があり、それを母数とすると一般労働者の割合は96.0%となる。

1975年調査のパートタイム労働者数は「製造業」と「卸売業、小売業」しか把握できないため、1976年調査を掲載している。

〔出所〕 1970～1995年は各調査年の『賃金構造基本統計調査報告』（労働大臣官房統計情報部、労働大臣官房政策調査部等）より作成。

2000～2014年は厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（e-Stat）より作成。

とされる「一般労働者」の賃金カーブを巻頭色刷り第6図でみてみよう。第6図は、二〇～二四歳の賃金を一〇〇としたときに年齢階級別にみた賃金（所定内給与額）がどの水準まで上がるか、八五年と二〇一四年で男女の賃金カーブをみたものである。男性の場合、賃金のピークに達する時期が遅くなり、八五年の四五～四九歳から

一四年には五〇～五四歳に移行したが、賃金水準の指数は二〇九と同じであり、二〇～二四歳の賃金の二倍に達する状況は変わらない。

一方、女性は二〇～二四歳の賃金を一〇〇としたとき、八五年では一二六（五五～五九歳）までしか上がらなかった賃金は、一四年では一三七（四五～四九歳）まで上がるようになった。しかしながら、女性の賃金は男性に比べて上昇幅が小さく、いわゆる「寝たきりカーブ」である。男女賃金格差が縮小してきたとされる「一般労働者」であっても、女性は男性と同じような年齢階級別賃金カーブには程遠い現状がある。

●「毎月勤労統計調査」

賃金に関してさらに利用可能な政府統計は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」である。同調査では常用労働者を五人以上雇用する事業所の常用労働者の賃金を把握することができる。常用労働者とは、「①期間を定めずに又は一カ月を超える期間を定めて雇われている者、②日々又は一カ月以内の期間を定めて雇われている者のうち調査期間の前二カ月にそれぞれ一八日以上雇入れられた者」のうち、いずれかに該当する者である。一カ月を単位に毎月調査されており、毎月の調査結果のほか年平均や年度平均の結果が利用可能である。

同調査は常用労働者を「一般労働者」と「パートタイム労働者」に区分しているが、「賃金構造基本統計調査」とは異なり、主な調査結果は常用労働者で表示されている。それゆえ、パートタイム労働者を含む常用労働者全体の実態を知ることができる。「パートタ

「イム労働者」とは、常用労働者のうち、「①一日の所定労働時間が一般の労働者より短い者、②一日の所定労働時間が一般の労働者と同じで一週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者」のいずれかに該当する者であり、「一般労働者」とは「パートタイム労働者」以外の者である。

第12表は、「毎月勤労統計調査」から「現金給与額」のうち「きまって支給する給与」とその男女格差の推移をみたものである。同調査の「現金給与額」は、賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額である。そのうち「きまって支給する給与」は、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与であり、いわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含むものである。

事業所規模五人以上では古い時代を把握できないため、第12表は事業所規模三〇人以上の結果を表示している。そのため、男女ともに若干高い給与額であることに留意されたい。たとえば一四年の事業所規模三〇人以上の賃金（きまって支給する給与）は、女性一九万八五一円、男性三万九千八百七十四円であるが、これは事業所規模五人以上（女性一七千七百九十八円、男性三万三千八百九十六円）と比べて、男女ともに約一割高い。

●「毎月勤労統計調査」からみた男女賃金格差

さて第12表より、事業所規模三〇人以上で男女常用労働者の賃金（きまって支給する給与）をみると、五五年の賃金は、女性八二二

第12表 「毎月勤労統計調査」のきまって支給する給与と男女格差（常用労働者、1955～2014年）
（事業所規模30人以上）

	女性 (円)	男性 (円)	男女格差指標	
			男性 = 100	女性 = 1
1955年	8,229	18,277	45.0	2.22
1960年	10,129	23,303	43.5	2.30
1965年	17,760	36,496	48.7	2.05
1970年	34,482	66,710	51.7	1.93
1975年	84,431	149,549	56.5	1.77
1980年	123,880	227,022	54.6	1.83
1985年	148,478	280,517	52.9	1.89
1990年	168,074	327,426	51.3	1.95
1995年	194,892	371,239	52.5	1.90
2000年	193,716	380,257	50.9	1.96
2005年	193,169	372,414	51.9	1.93
2010年	194,011	360,126	53.9	1.86
2014年	198,511	359,874	55.2	1.81

〔出所〕 1955～1995年は『毎月勤労統計調査年報（総合報告書）』（労働大臣官房統計情報部、労働大臣官房政策調査部等）より作成。

2000～2014年は厚生労働省「毎月勤労統計調査」（e-Stat）より作成。

九円、男性一万八千二百七十七円であった。女性の賃金は男性の四五・〇％水準であり、男性は女性の二・二二倍の賃金を得ていた。六五年は四八・七％水準（二・三〇倍）、七五年は五六・五％水準（一・七七倍）であり、五五～七五年の二〇年間は変動があるものの、総じて男女格差は縮小してきたようにみえる。

しかしその後、八〇～九〇年代にかけて、男女賃金格差は傾向的に拡大した。最も格差が大きいのは二〇〇〇年であり、女性の賃金は男性の五〇・九％水準にまで低下している。二〇〇〇年以降は格

第13表 民間事業所の1人あたり年間平均給与（2013年分）と給与所得者数
（1年を通じて勤務した給与所得者）

	1人あたり平均給与			
	女性（千円）	男性（千円）	男女格差指標 男性＝100 女性＝1	
計	2,715	5,113	53.1	1.88
正 規	3,561	5,266	67.6	1.48
非 正 規	1,433	2,245	63.8	1.57
	給与所得者数			
	女性（人）	男性（人）	構成比 女性 男性	
計	18,918,842	27,535,369	100.0	100.0
正 規	9,603,270	20,953,142	50.8	76.1
非 正 規	7,259,797	3,136,846	38.4	11.4

〔備考〕 「1年を通じて勤務した給与所得者」とは、1月から12月まで引き続き勤務し、給与の支給を受けた月数が12か月の者である。

「非正規」とは、パートタイマー、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託等をいう。

「正規」とは、役員（法人の取締役、監査役、理事、監事等）、青色事業専従者及び非正規を除く給与所得者をいう。

給与とは、1年間の支給総額（給料・手当及び賞与の合計額）であり、通勤手当等の非課税分は含まない。

1人あたり平均給与は、給与支給総額を給与所得者数で除したものである。
〔出所〕 国税庁「平成25年分民間給与実態統計調査」（国税庁ホームページ「活動報告・発表・統計」統計情報）より作成。

差が縮小しているようにみえるが、一四年の格差指数（五五・二％水準、一・八六倍）は、七五年時点のそれを超えるほどの縮小には至っていない。

「賃金構造基本統計調査」の「一般労働者」で比較すれば女性の賃金は男性の七割以上まで漸増してきたのに対して、「毎月勤労統計調査」の「常用労働者」で比較すれば女性の賃金はいまだかつて男性の六割水準を超えたことはない。このことは、女性労働者層における非正規雇用拡大の結果であり、「一般労働者」の男女賃金格差の改善指標を無効化するまでに非正規雇用が広がったことを物語っている。「毎月勤労統計調査」の「常用労働者」でみるならば、男女の賃金格差は、均等法が成立した八五年以降も縮小するどころか拡大してきたのであり、二〇〇〇年以降は縮小傾向にあるとはいえず、いまだ女性の賃金は男性の賃金の五〇％台の水準である。

●「民間給与実態統計調査」からみた男女賃金格差

特定の労働者グループでみた男女賃金格差は縮小しているながらも全体としての男女賃金格差が縮まっていないこと、そして、その背景には非正規雇用拡大の影響があることは、国税庁「民間給与実態統計調査」でみるとより明らかとなる。

同調査は従事員一人の事業所から従事員五〇〇人以上の事業所まで広く調査しており、各年一二月三一日現在で民間の事業所に勤務している給与所得者（所得税の納税の有無を問わない）の年間給与の動向を把握することができる。第13表は、二〇一三年分の結果である。

年収ベースであるため、一年を通じて勤務した給与所得者に限定

して一人あたり平均給与をみると、まず正規の平均給与は、女性三五六万一〇〇〇円、男性五二六万六〇〇〇円である。女性の給与は男性の六七・六％水準に相当し、ほぼ七割に近い。非正規の場合、女性の給与は一四三万三〇〇〇円と低い、男性も二二四万五〇〇〇円とそれほど高くないため、男性の六三・八％水準である。つまり、同じ雇用形態でみるならば、女性の賃金は男性の六割から七割水準である。

しかしながら、雇用形態を分けずに男女総数でみると、女性の一人あたり平均給与は男性の五三・一％水準にまで低下する。なぜなら、給与所得者数でみるとわかるとおり、女性は男性に比べて非正規雇用者が占める割合が高いからである。

正規雇用者に限れば、女性の賃金はたしかに男性の賃金の七割近くにまで達してきた。同じ雇用形態であれば、男女の賃金格差は縮小してきているかもしれない。だが問題は、男女の雇用形態の圧倒的な違いである。近年、正規・非正規といった雇用形態別の格差に注目が集まるあまり、男女格差の問題は忘れ去られがちであるが、雇用形態の格差と男女格差は不可分である。

●「民間給与実態統計調査」における女性の給与所得構成

最後に、「民間給与実態統計調査」にもとづく女性給与所得者の構成比を確認しておこう。

巻頭色刷り第7図は、一年を通じて勤務した女性の年間平均給与について、女性給与所得者全体の構成比でみたものである。九〇年と一三年を比較して、年間五〇〇万円を超える給与を得る女性は六・〇％から一〇・二％へ、たしかに増加した。

しかし一方で、一〇〇万円以下の低所得女性の割合も、一五・九％から一七・六％へ増加していることがわかる。女性の給与所得者のうち年収二〇〇万円以下の者の割合は、九〇年は四三・二％、一三年は四三・七％であり、驚くほど変わっていない。

この年間平均給与は消費者物価や平均賃金の変動を加味していない数値であるため、実質賃金でみると相対的な低所得層はより拡大している可能性もある。年収五〇〇万円以上の女性給与所得者層はたしかに増加したとはいえ、女性全体としての稼働力は高まったということではできないだろう。

第五章 労働時間

●年間総労働時間「一八〇〇時間」の実現

一九八七年の新前川レポート（経済審議会経済構造調整特別部会報告―構造調整の指針）は、今後中長期にわたり労働時間を着実に短縮することが国民生活向上の必須の要件であり、できるだけ早期に一八〇〇時間程度を目指すことが必要であると建議した。それ以来、年間総労働時間一八〇〇時間は、政府の数値目標として経済計画をはじめ様々なところで掲げられてきた。しかし今日、一八〇〇時間という目標値はほとんど聞かなくなった。すでに達成したとみなされているからである。

●「毎月勤労統計調査」

労働時間に関する政府統計として一般的に利用されるのは厚生労

第14表 「毎月勤労統計調査」の実労働時間と男女格差（常用労働者、1970～2014年）

	毎月勤労統計調査 常用労働者 1人平均月間実労働時間数（総実労働時間）（年平均） 事業所規模30人以上						
	計	女性	男性	一般労働者	パートタイム労働者	男女格差指標	
	（時間）	（時間）	（時間）	（時間）	（時間）	男性＝100	女性＝1
1970年	186.6	174.1	192.7	—	—	90.3	1.11
1975年	172.0	163.0	175.8	—	—	92.7	1.08
1980年	175.7	164.1	181.2	—	—	90.6	1.10
1985年	175.8	162.5	182.4	—	—	89.1	1.12
1990年	171.0	155.3	179.4	—	—	86.6	1.16
1995年	159.1	143.8	167.7	167.0	98.3	85.7	1.17
2000年	154.9	137.7	165.5	167.0	97.5	83.2	1.20
2005年	152.4	134.0	164.6	167.4	97.5	81.4	1.23
2010年	149.8	131.9	162.5	166.3	96.1	81.2	1.23
2014年	149.0	130.7	162.5	166.5	95.9	80.4	1.24
			×12倍				
1970年	2239	2089	2312	—	—		
1975年	2064	1956	2110	—	—		
1980年	2108	1969	2174	—	—		
1985年	2110	1950	2189	—	—		
1990年	2052	1864	2153	—	—		
1995年	1909	1726	2012	2004	1180		
2000年	1859	1652	1986	2004	1170		
2005年	1829	1608	1975	2009	1170		
2010年	1798	1583	1950	1996	1153		
2014年	1788	1568	1950	1998	1151		

〔出所〕 1970～2000年は『毎月勤労統計調査年報（報告書）』（労働大臣官房統計情報部、労働大臣官房政策調査部、厚生労働省大臣官房統計情報部等）より作成。

2014年は厚生労働省「毎月勤労統計調査」（e-Stat）より作成。

働省「毎月勤労統計調査」である。第14表は、同調査でみた実労働時間（総実労働時間）の推移を事業所規模三〇人以上の結果で表したものである。「実労働時間」とは労働者が実際に労働した時間数であり、休憩時間は給与支給の有無にかかわらず除かれており、有給休暇取得分も除かれる。「総実労働時間」とは、所定内労働時間数（労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数）と所定外労働時間数（早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数）の合計を指す。

七〇年の実労働時間（総実労働時間）は月一八六・六時間であり、一二倍した年換算では二二三・九時間であった。新前川レポートが発表された一九八七年の総労働時間は月一七五・九時間であり、一二倍した年換算では二一一・一時間であった。その後、労働時間は着実に短縮し、九五年には二〇〇〇時間、その五年後には一九〇〇時間を切り、一〇年には一八〇〇時間を下回るに至る。一年ごとでみると二〇〇〇時間を切ったのは九二年、一八〇〇時間を切ったのは〇九年であった。直近一四年の年間総労働時間は月一四九・〇時間であり、一二倍した年換算では一七八時間となっている。

しかし、賃金の項目で確認したとおり、「毎月勤労統計調査」で表示される常用労働者には「パートタイム労働者」が含まれている。そのため、非正規雇用が拡大して「パートタイム労働者」の比率が上昇すれば、正規雇用者の労働時間にたとえ変化がなくても一人あたり年間総労働時間は少なくなると表示される。

そこで一四年の労働時間を「一般労働者」と「パートタイム労働者」に分けて見てみると、「パートタイム労働者」は一一五・一時間（月九五・九時間）、「一般労働者」は一九八・八時間（月一六・五

時間)である。「一般労働者」に限ればいまだ一八〇〇時間という政府目標を達成していない。

労働時間の推移について男女で比較をすると、七〇年の月間労働時間は、女性一七四・一時間、男性一九二・七時間であり、女性は男性の九〇・三%水準であった。賃金の男女格差の大きさに比べて、労働時間の男女格差は小さく、男性の労働時間は女性の一・一倍にすぎなかった。それが直近の一四年では女性の労働時間は男性の八〇・四%水準にまで低下し、男女格差がかつてより拡大している。女性のパートタイム労働者比率の増加が女性の労働時間を総体として押し下げ、男女格差の拡大につながったとみられる。

あらためて確認すべきは、「一般労働者」の労働時間は、この二〇年間、ほとんど短縮していないという事実である。九五年の「一般労働者」の労働時間は月一六七・〇時間、一四年は一六六・五時間とほとんど変わらず、年間二〇〇〇時間前後で推移している。

新前川レポートの一八〇〇時間程度とは「完全週休二日制実施、有給休暇二〇日完全消化のケースにはほぼ対応」した数値とされている。パートタイム労働者を増やすことによって、一人あたり年間総労働時間を少なくみせるという目標では決してなかった。しかしながら実際は、「一般労働者」の労働時間は一向に減少しないなか、この間の非正規雇用の拡大が一人あたり年間総労働時間を縮減させ、一八〇〇時間を切るまでに至ったのである。

●「賃金構造基本統計調査」

労働者構成比の変化による労働時間短縮の影響を除くためには、「一般労働者」に絞った考察を行う必要がある。だが、「毎月勤労統計調査」は就業形態と性別を掛け合わせた集計が行われておらず、「一般労働者」の労働時間を男女別にみることはできない。

そこで、「賃金構造基本統計調査」から「一般労働者」の実労働時間を男女別にみると、二〇一四年の所定内実労働時間数と超過実労働時間数の合計は、一七七時間(女性一七一時間、男性一八一時間)である。単純に一二倍した場合、二二四時間(女性二〇五二時間、男性二二七二時間)となり、二〇〇〇時間を大きく超える。ただし、同調査の数値は調査月である六月の実態であるため、単純に一二倍した結果を年間労働時間と解釈することはできない。

労働時間の男女格差をみると、一四年の女性の労働時間一七一時間は男性の九四・五%水準であり、男女格差はほとんどないことがわかる。男性の労働時間はたしかに女性より長い、女性の一・〇六倍長く働いているにすぎない。前章でみた「一般労働者」の賃金の男女格差の大きさに比べて、労働時間の格差は小さく、男女は同程度の時間、働いている。

●「労働力調査」

「毎月勤労統計調査」も「賃金構造基本統計調査」も事業所調査であるため、両調査で把握できるのは事業所が実際に支払った賃金とそのベースとなった労働時間である。いわゆるサービス残業と呼ばれる賃金が支払われない労働時間や当該事業所以外で働いた時間などは把握することができない。そのため、各世帯に調査票が送付される「労働力調査」や「就業構造基本調査」などから労働時間を把握する方法もある。

第15表は「労働力調査」から一四年の就業時間を雇用形態別にみ

第15表 「労働力調査」の週間・月間・年間就業時間（2014年平均）（時間）

	平均週間就業時間			平均月間就業時間			平均年間就業時間		
	計	女性	男性	計	女性	男性	計	女性	男性
就業者（従業者）	39.1	32.9	43.8	162.8	136.7	182.1	1953.0	1640.4	2185.4
雇用者	39.3	33.0	44.1	163.9	137.6	183.7	1966.2	1651.3	2204.8
うち役員を除く雇用者	39.1	33.0	43.9	162.9	137.5	183.2	1955.4	1649.8	2198.9
正規の職員・従業員	45.0	41.1	46.7	188.0	172.2	194.9	2256.5	2066.7	2339.4
非正規の職員・従業員	29.2	26.9	34.1	120.6	111.3	140.5	1447.7	1335.1	1685.6
パート	26.1	25.4	31.1	108.0	105.4	129.2	1295.9	1264.5	1550.8
アルバイト	25.2	22.5	27.9	101.9	91.2	112.6	1222.6	1094.3	1351.4
労働者派遣事業所の派遣社員	35.9	34.0	38.7	147.5	139.3	159.7	1770.5	1671.1	1916.0
契約社員	38.9	36.7	40.7	162.5	153.6	169.9	1949.6	1842.9	2039.0
嘱託	34.9	32.4	36.2	145.0	134.9	150.7	1739.8	1619.1	1808.6
その他	32.5	28.8	36.1	133.5	119.0	147.5	1601.9	1427.8	1770.6

〔備考〕 就業者（従業者）とは、就業者のうち休業者を除いた者である。

〔出所〕 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」（e-Stat）より作成。

ものである。まず平均週間就業時間をみると、就業者のうち休業者を除く従業者全体でみた就業時間は、女性三二・九時間、男性四三・八時間である。雇用形態別にみると、正規（正規の職員・従業員）はそれぞれ四一・一時間、四六・七時間と長い。単純に五二倍（三六・五日÷七日）約五二・一四週すれば、正規の労働時間は女性二一・三七時間、男性二四・二八時間となる。

これまで「労働力調査」を使つて年間労働時間をみる場合、このような単純な仮定を用いた推計方法がとられることがあつたが、一三年一月調査から月末一週間に仕事をした日数と当月一カ月間に仕事をした日数が調査事項に追加され、月間就業時間と年間就業時間が集計されるようになった。

平均週間就業時間を雇用者でみると、女性一三七・六時間、男性一八三・七時間、男女計で一六三・九時間である。これを第14表の「毎月勤労統計調査」でみた労働時間と比較すると、女性に比べて男性の労働時間の差が著しいことがわかる。事業所調査では把握できない労働時間が男性で多いことを意味している。

平均年間就業時間はどうか。注目したいのは、雇用形態別にみた数値である。「正規の職員・従業員」の就業時間は二二五六・五時間であり、きわめて長いことがわかる。女性は二〇六六・七時間、男性では二三三九・四時間に及んでおり、いずれも年間一八〇〇時間には程遠い数値である。

●「就業構造基本調査」からみた男性正規雇用者の労働時間

このような正規雇用者の長時間労働が変わらないかぎり、家事・育児といった家族的責任を果たしながら正規雇用者として働き続け

ることは困難となる。いわゆる残業や配転のない「限定正社員」や「短時間正社員」が話題となるのは、正社員の世界では法定労働時間の週四〇時間を超えて働くことが一般化しているからである。

巻頭色刷り第8図は、男性の正規雇用者の働き方として、週四〇時間労働制が特別措置対象事業場を除いて完全実施された一九九七年以降の週間就業時間の構成比を「就業構造基本調査」からみたものである。残業はほとんどせず、週四二時間以下の就業時間である定時の男性正社員は、一二年調査で三割にすぎず、残り七割は残業をしている。多数の男性同僚が残業している職場で、女性正社員が残業をせずに定時で帰宅することは事実上難しく、定時帰宅を貫いた場合は昇進・昇格などの人事考課にも影響するだろう。

第1表の国際比較でみたとおり、週四九時間以上の就業とは国際基準では長時間労働に該当する。そして、男性正社員で週四九時間以上の就業者の割合は減少しないどころか、九七年の三割から一二年には四割へと拡大している。このような男性正規雇用者の長時間労働は、女性正規雇用者の就業継続を困難にするなど多くの影響を女性に与えているものと推察される。

第六章 産業・職業

●産業別構成比の推移

女性労働者はどのような産業で働いてきたか。第16表は、男女の就業者数の産業別構成について一九五五年から二〇〇〇年までの推移をみたものである。「自営業主」や「家族従業者」として働く者

が多かった時代は、産業も「農林業」が多く、七〇年まで女性就業者の二割以上を占めていた。だが、均等法が成立した八五年にはすでに一割まで低下しており、「非農林業」での就業者が九割となっていた。

「非農林業」で女性就業者が多い産業は、「卸売・小売業、飲食店」「サービス業」「製造業」の三つである。この三大産業の就業者数が多いことは男性も同様であり、農林業から非農林業へのシフトも含めて就業者の産業別構成は大きく変化したのが、男女でその傾向に大きな違いはない。

男女別の傾向をより詳しくみるために、各産業の就業者総数に占める女性の割合をみると、女性比率が傾向的に高まっている産業としては「建設業」「運輸・通信業」「公務（他に分類されないもの）」などが挙げられる。逆に「農林業」「製造業」などの産業では女性比率は低下してきたが、いずれもそれほど大きな変化ではない。むしろ五五年から二〇〇〇年までの四五年間、各産業の性別構成比は、一部の産業を除いて大きく変化していないといえる。

第17表は、その後、二〇〇五年から一四年までの産業別構成比である。産業分類が改定されたことから二〇〇〇年以前と接続して比較することはできないが、一四年現在、より細かくなった産業分類で女性比率をみると、男女就業者がほぼ同数（女性比率四割以上六割未満）である産業は、非農林業の一八の産業のうち「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」の四つである。それ以外の一四の産業は、男女どちらかに就業者の性別構成が偏っている。とくに「建設業」「電気・ガス・熱供給・水道業」の二つは女性比率が一割台と低く、逆に「医

第16表 就業者の産業別構成比と就業者に占める女性比率（1955年～2000年）（%）

		総 数	農 林 業	非 農 林 業	漁 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	電 気・ ガス・ 熱 供給・ 水道 業	運 輸・ 通信 業	卸 売・小 売業、 飲食店	金 融・保 険業、 不動 産業	サ ー ビ ス 業	公務（他 に分類 されない もの）
女性	1955年	100.0	44.1	55.9	0.8	0.4	1.4	17.1	1.4		19.7		14.1	1.1
	1960年	100.0	36.6	63.4	1.0	0.2	1.8	19.3	1.6		21.8		16.3	1.3
	1965年	100.0	29.4	70.6	1.1	0.2	2.4	22.4	1.8		23.8		17.6	1.3
	1970年	100.0	22.1	77.9	0.4	0.1	2.6	25.9	0.1	2.1	23.2	3.0	18.9	1.2
	1975年	100.0	16.5	83.5	0.4	0.1	3.0	24.3	0.2	2.0	26.0	3.9	21.8	1.6
	1980年	100.0	12.7	87.3	0.5	0.0	3.6	24.6	0.2	1.9	26.9	4.1	23.7	1.5
	1985年	100.0	10.0	89.9	0.6	0.0	3.3	24.9	0.2	1.9	27.1	4.2	25.8	1.5
	1990年	100.0	8.0	92.0	0.4	0.0	3.8	23.5	0.2	2.2	27.2	5.0	27.8	1.4
	1995年	100.0	6.2	93.8	0.3	0.0	4.1	20.7	0.2	2.6	27.8	5.0	31.1	1.6
	2000年	100.0	5.2	94.8	0.3	0.0	3.7	17.5	0.2	3.0	28.8	4.4	34.5	1.8
男性	1955年	100.0	30.5	69.5	1.9	1.6	7.2	19.5	7.1		17.8		9.7	4.7
	1960年	100.0	23.3	76.8	1.9	1.5	8.4	22.7	8.0		19.2		10.6	4.5
	1965年	100.0	17.3	82.7	1.6	0.9	9.9	25.6	9.1		19.7		11.2	4.7
	1970年	100.0	13.0	87.0	1.1	0.5	11.0	27.8	0.8	9.1	17.7	2.3	12.0	4.4
	1975年	100.0	9.0	91.0	1.1	0.5	12.8	26.6	0.9	8.9	18.9	2.9	13.1	5.0
	1980年	100.0	7.7	92.3	1.0	0.3	13.9	24.7	0.8	9.1	19.8	3.1	14.6	4.9
	1985年	100.0	6.7	93.3	0.9	0.2	13.0	25.1	0.8	8.5	19.8	3.4	16.5	4.7
	1990年	100.0	5.5	94.5	0.8	0.1	13.3	24.5	0.7	8.6	19.6	3.5	18.5	4.3
	1995年	100.0	4.6	95.4	0.5	0.1	14.5	23.8	1.0	8.7	18.8	3.4	19.5	4.6
	2000年	100.0	4.2	95.8	0.6	0.1	14.5	22.5	0.8	8.8	18.8	3.5	21.2	4.3
女性比率	1955年	41.6	50.7	36.4	22.4	—	11.8	38.4	12.4		44.0		50.6	14.5
	1960年	40.7	51.9	36.2	26.9	—	13.0	36.9	12.1		43.8		51.4	16.2
	1965年	39.7	52.9	36.0	29.9	—	13.7	36.5	11.6		44.3		51.0	15.8
	1970年	39.3	52.5	36.7	20.5	—	13.5	37.6	10.7	13.0	45.9	46.2	50.5	15.5
	1975年	37.4	52.3	35.4	18.6	—	12.3	35.3	12.5	12.0	45.1	44.7	49.7	15.8
	1980年	38.7	51.1	37.4	24.4	—	14.1	38.6	13.3	11.7	46.2	46.1	50.7	16.6
	1985年	39.7	49.8	38.8	28.9	—	14.3	39.5	12.1	12.8	47.4	44.7	50.7	17.6
	1990年	40.6	49.6	39.9	27.5	—	16.3	39.5	13.3	14.7	48.7	49.4	50.6	18.5
	1995年	40.5	47.6	40.1	25.9	—	16.0	37.2	11.9	16.9	50.1	49.6	52.0	19.3
	2000年	40.8	46.1	40.5	27.6	—	15.0	34.9	14.7	18.8	51.4	46.8	52.8	22.0

〔備考〕 1955～1970年の数値には沖縄県分は含まれていない。

2015年3月現在公表されている「長期時系列表」の時系列接続用数値を用いて算出。
女性比率は男女計の就業者数に占める女性就業者数の割合であり、男女計で10万人
を下回る年次のある「鉱業」での比率は表示していない。

〔出所〕 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」（e-Stat）より作成。

療、福祉」は七割を超えるなど、性別の偏りが大きい。

●産業別常用労働者の構成比と賃金・労働時間

このような産業別にみた性別職域分離と男女の労働条件の格差はどのように関連しているのか。

第18表は、常用労働者五人以上の事業所を対象とする「毎月勤労統計調査」にもとづき、二〇一四年の賃金・労働時間を産業別にみたものである。月間現金給与額（きまつて支給する給与）の低い産業から高い産業の順に並べたところ、産業別の賃金格差は大きく、最も低い「飲食サービス業等」一一万九千五百六十円と高い「電気・ガス業」四十三万三千三百八十八円の間には、月額で三〇万円を超える違いがある。そして、常用労働者の構成比をみると、賃金の低い産業は総じて女性比率が高く、賃金の高い産業は「金融業、保険業」を例外として女性比率が相対的に低

第17表 就業者の産業別構成比と就業者に占める女性比率（2005年～2014年）（%）

		総 数	農 業、林 業	非 農 林 業	漁 業	鉱業、採石業、 砂利採取業	建設業	製造業	熱供給・水道業	電気・ガス・ 情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、 賃貸業	技術サービス業	飲食サービス業	宿泊業、 娯楽業	生活関連サービス業	教育・学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業（他に 分類されないもの）	公務（他に分類され るものを除く）
女性	2005年	100.0	4.3	95.7	0.2	0.0	3.1	14.0	0.2	1.7	2.1	20.5	3.0	1.4	2.5	8.7	5.4	5.8	16.1	1.0	7.0	1.9	
	2010年	100.0	3.7	96.3	0.2	0.0	2.7	11.9	0.2	1.8	2.5	20.0	3.2	1.5	2.5	8.8	5.4	6.0	18.8	0.8	7.1	2.0	
	2014年	100.0	3.0	97.0	0.2	0.0	2.7	11.4	0.1	1.9	2.3	19.9	3.0	1.5	2.6	8.8	5.2	6.1	20.9	0.8	5.6	2.3	
男性	2005年	100.0	3.9	96.1	0.5	0.1	13.1	20.8	0.8	3.5	7.1	14.6	2.1	1.7	3.8	4.1	2.6	3.4	3.5	1.3	7.1	4.8	
	2010年	100.0	3.8	96.2	0.4	0.1	11.9	20.4	0.9	4.1	7.9	14.6	2.2	1.9	3.7	4.2	2.7	3.6	4.3	0.7	7.4	4.7	
	2014年	100.0	3.5	96.5	0.4	0.1	11.9	20.2	0.7	4.2	7.5	14.2	2.0	2.0	3.9	4.0	2.7	3.7	5.2	1.0	6.8	4.8	
女性比率	2005年	41.4	43.6	41.3	26.1	-	14.3	32.2	11.4	26.3	17.2	49.8	50.3	35.6	32.4	60.1	59.2	54.8	76.7	35.5	41.2	21.4	
	2010年	42.2	41.4	42.2	27.8	-	14.1	29.9	11.8	24.4	18.8	49.9	52.1	36.4	33.3	60.6	59.6	55.4	75.9	44.4	41.4	23.3	
	2014年	43.0	39.7	43.1	23.8	-	14.9	29.8	13.8	25.6	18.8	51.4	53.2	36.6	33.5	62.1	59.2	55.1	75.3	38.6	38.3	26.9	

〔備考〕 女性比率は男女計の就業者数に占める女性就業者数の割合であり、男女計の就業者が各年次とも3万人と少ない「鉱業、採石業、砂利採取業」での比率は表示していない。

〔出所〕 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」（e-Stat）より作成。

という傾向がみてとれよう。

●賃金の低い産業

産業別の賃金格差を考察するために、まず、最も賃金が低い「飲食サービス業等」をみると、男女ともに最も賃金が低いことがわかる。その理由の一つはパートタイム労働者の比率が高いことにある。常用労働者の構成比で「飲食サービス業等」の常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合は、女性で八割以上、男性でも六割以上であり、最もパート比率の高い産業である。

では、パートタイム労働者は労働時間が短いのであるから、賃金が少ないのも当然であるといえるだろうか。

「飲食サービス業等」の月間実労働時間は合計一〇二・八時間であり、たしかに一六の産業のうち最も労働時間が短い。性別でも、男女ともに最も労働時間が短い産業であることがわかる。しかし、月間現金給与額を月間実労働時間で除して算出した一時間あたりの賃金をみると一六七円であり、時間あたり賃金でみても最も低い産業である。すなわち、パート比率の多さや労働時間の短さだけでは賃金が低い理由は説明できない。

そこで、就業形態別に賃金を確認すると、パートタイム労働者以外の労働者の賃金も低いことがわかる。「飲食サービス業等」の一般労働者の賃金は二六万四七五四円であり、同じ一般労働者どうしで比較しても、賃金が最も低い産業なのである。

注目すべきは、その一般労働者の労働時間の長さである。「飲食サービス業等」の一般労働者の月間実労働時間は二八一・二時間であり、産業平均の一六八・四時間を大きく超え、一六の産業のうち

第18表 「毎月勤労統計調査」の産業別にみた賃金・労働時間（常用労働者、2014年）（事業所規模5人以上）

	月間現金給与額(きまって支給する給与)							月間実労働時間						
	計 (円)	性別			就業形態別			計 (時間)	性別			就業形態別		
		女性 (円)	男性 (円)	女性=1	一般労働者 (円)	パートタイム労働者 (円)	パートタイム労働者=1		女性 (時間)	男性 (時間)	女性=1	一般労働者 (時間)	パートタイム労働者 (時間)	パートタイム労働者=1
調査産業計	261,029	177,958	328,976	1.85	331,724	94,526	3.51	145.1	125.3	161.2	1.29	168.4	90.3	1.86
飲食サービス業等	119,956	92,096	162,771	1.77	264,754	74,407	3.56	102.8	90.5	121.8	1.35	181.2	78.2	2.32
生活関連サービス等	192,679	154,215	242,593	1.57	271,438	98,709	2.75	138.2	128.4	150.7	1.17	174.4	94.9	1.84
その他のサービス業	220,163	153,904	274,793	1.79	276,752	100,683	2.75	143.8	123.7	160.3	1.30	165.1	98.7	1.67
卸売業、小売業	228,508	148,046	309,087	2.09	328,561	91,394	3.59	138.0	120.0	155.9	1.30	169.0	95.5	1.77
医療、福祉	246,370	212,922	349,655	1.64	305,598	106,057	2.88	135.1	131.6	145.7	1.11	158.2	80.3	1.97
運輸業、郵便業	287,873	170,570	315,892	1.85	328,380	118,264	2.78	173.5	134.6	182.7	1.36	188.2	111.4	1.69
複合サービス事業	288,351	211,170	347,323	1.64	318,643	107,212	2.97	148.6	138.5	156.2	1.13	156.1	103.4	1.51
不動産・物品賃貸業	293,696	200,784	342,318	1.70	347,774	96,648	3.60	153.9	137.2	162.7	1.19	169.5	97.5	1.74
教育、学習支援業	296,928	243,856	356,577	1.46	380,472	87,705	4.34	126.6	121.3	132.5	1.09	153.6	59.1	2.60
鉱業、採石業等	298,406	212,669	312,657	1.47	305,750	191,574	1.60	169.5	156.2	171.8	1.10	170.8	152.7	1.12
製造業	305,866	183,334	355,009	1.94	336,583	112,994	2.98	163.2	144.0	170.9	1.19	170.6	117.2	1.46
建設業	320,466	206,032	342,000	1.66	332,503	117,770	2.82	173.2	147.6	177.9	1.21	177.2	105.9	1.67
金融業、保険業	350,940	239,777	484,692	2.02	386,348	120,864	3.20	147.4	135.8	161.5	1.19	154.6	101.1	1.53
学術研究等	357,843	243,840	411,035	1.69	384,896	108,113	3.56	157.8	140.5	166.0	1.18	165.1	90.9	1.82
情報通信業	385,432	271,891	425,415	1.56	401,283	118,131	3.40	163.6	148.8	168.9	1.14	167.5	98.9	1.69
電気・ガス業	433,638	292,550	454,897	1.55	448,187	160,794	2.79	154.4	137.5	156.9	1.14	156.9	106.9	1.47
月間現金給与額(きまって支給する給与)/月間実労働時間							常用労働者の構成比							
計 (円)	性別			就業形態別		常用労働者の女性比率 (%)	常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合							
	女性 (円)	男性 (円)	一般労働者 (円)	パートタイム労働者 (円)	計 (%)		女性 (%)	男性 (%)	計 (%)	女性 (%)	男性 (%)			
調査産業計	1,799	1,420	2,041	1,970	1,047	45.0	29.8	48.0	14.9					
飲食サービス業等	1,167	1,018	1,336	1,461	951	60.6	76.1	85.9	61.0					
生活関連サービス等	1,394	1,201	1,610	1,556	1,040	56.5	45.6	55.3	33.1					
その他のサービス業	1,531	1,244	1,714	1,676	1,020	45.2	32.1	51.5	16.2					
卸売業、小売業	1,656	1,234	1,983	1,944	957	50.0	42.2	63.2	21.1					
医療、福祉	1,824	1,618	2,400	1,932	1,321	75.5	29.7	33.1	19.2					
運輸業、郵便業	1,659	1,267	1,729	1,745	1,062	19.3	19.3	51.1	11.7					
複合サービス事業	1,940	1,525	2,224	2,041	1,037	43.3	14.3	27.3	4.5					
不動産・物品賃貸業	1,908	1,463	2,104	2,052	991	34.4	21.5	36.3	13.8					
教育、学習支援業	2,345	2,010	2,691	2,477	1,484	52.9	28.5	35.3	20.9					
鉱業、採石業等	1,761	1,362	1,820	1,790	1,255	14.2	6.4	10.6	5.7					
製造業	1,874	1,273	2,077	1,973	964	28.6	13.7	36.3	4.7					
建設業	1,850	1,396	1,922	1,876	1,112	15.9	5.6	21.3	2.6					
金融業、保険業	2,381	1,766	3,001	2,499	1,195	54.6	13.3	22.6	2.2					
学術研究等	2,268	1,736	2,476	2,331	1,189	31.8	9.8	24.7	2.8					
情報通信業	2,356	1,827	2,519	2,396	1,194	26.1	5.6	17.2	1.5					
電気・ガス業	2,809	2,128	2,899	2,857	1,504	13.1	5.1	16.3	3.4					

〔備考〕「月間現金給与額（きまって支給する給与）」の低い産業から高い産業の順に表記している。

〔出所〕厚生労働省「毎月勤労統計調査（全国調査結果原表（2014年確報）」（e-Stat）より作成。

「運輸業、郵便業」に次いで長いことがわかる。その結果、一時間あたりの賃金は一四六一円にすぎない。これは、「教育、学習支援業」や「電気・ガス業」のパートタイム労働者の一時間あたりの賃金を下回る金額であり、一般労働者でありながら他産業のパートタイム労働者と同程度の賃金水準である。

このような相対的に恵まれない労働条件でありながら、同じ「飲食サービス業等」のなかで比べると、パートタイム労働者をとした場合の一般労働者の賃金は三・五六倍、労働時間は二・三二倍であり、両者の格差は大きい。パートタイム労働者比率の高い同産業では、一般労働者の賃金は同産業の就業者全体の高く感じられることから、一般労働者の低い労働条件は改善されにくく、同時にパートタイム労働者の労働条件も低いままに留め置かれる状況につながるものと考えられる。

●賃金の高い産業

次に、賃金の高い産業を考察してみよう。月間現金給与額（きまつて支給する給与）が最も高いのは「電気・ガス業」である。男女別でみても、女性の賃金は二九万二五〇〇円と一六の産業のなかで最も高く、男性も四五万四八九七円と「金融業、保険業」に次いで高い。女性の賃金が高いことから、女性をとした男女格差指標は一・五五であり、産業計の一・八五に比べて格差は相対的に小さい。就業形態別の賃金では、パートタイム労働者の賃金が一六万七九四円と高いことが特徴である。月間実労働時間では、女性は一三七・五時間と女性平均より長い、男性は一五六・九時間と男性平均より短い。その結果、労働時間の男女格差も一・一四と小さくな

っている。

このように「電気・ガス業」は、女性にとつては賃金が最も高く、労働条件の男女格差も小さい。恵まれた産業である。女性の賃金が高いだけでなく男性の賃金も相対的に高く、また男性の労働時間も短いことから、男性にとつても労働条件が相対的に高い産業であるといえる。

問題は、当該産業で働く雇用機会が男女平等でないことにある。「電気・ガス業」の常用労働者に占める女性比率はわずか一三・一％であり、相対的に恵まれた雇用機会の九割は男性で占められているのである。

●一般労働者の産業別にみた賃金・労働時間

「賃金構造基本統計調査」でも産業別にみた男女の労働条件を確認しておこう。第19表は、一般労働者の賃金・賞与・労働時間をきまつて支給する現金給与額の低い産業から高い産業の順に並べたものである。

まず賃金の低い産業と高い産業は第18表とほとんど変わらないことがわかる。男女の賃金は一般労働者どうしの比較である第19表のほうが接近しており、男女の賃金格差もより小さい。

ただし問題は、年間賞与等のボーナス部分である。最も少ない「宿泊業、飲食サービス業」三三万八〇〇〇円と最も多い「金融業、保険業」一三七万七六〇〇円には四倍以上の開きがあり、男女格差の点でも、きまつて支給する現金給与額以上に年間賞与その他特別給与額の格差が大きい。男女賃金格差は一般的に所定内給与等の月給ベースで比較されるが、年間賞与等のボーナスの存在によつ

第19表 「賃金構造基本調査」の産業別にみた賃金・労働時間（一般労働者、2014年）
（企業規模10人以上）

	きまって支給する 現金給与額				年間賞与其他 特別給与額				所定内実労働時間数+ 超過実労働時間数			
	計 (千円)	女性 (千円)	男性 (千円)	女性 = 1	計 (千円)	女性 (千円)	男性 (千円)	女性 = 1	計 (時間)	女性 (時間)	男性 (時間)	女性 = 1
産業計	329.6	255.6	365.7	1.43	841.6	574.0	972.0	1.69	177	171	181	1.06
宿泊業、飲食サービス業	263.5	210.8	297.7	1.41	328.0	210.2	404.4	1.92	186	181	190	1.05
生活関連サービス業、娯楽業	273.9	227.5	309.5	1.36	431.3	279.3	548.0	1.96	178	175	181	1.03
サービス業(他に分類されないもの)	283.6	226.9	307.4	1.35	521.6	315.1	608.0	1.93	178	169	181	1.07
医療、福祉	294.5	266.0	366.5	1.38	651.9	605.8	768.1	1.27	168	167	171	1.02
運輸業、郵便業	317.9	233.6	329.6	1.41	606.9	475.6	625.1	1.31	196	178	199	1.12
複合サービス事業	320.4	233.2	344.4	1.48	898.2	618.7	975.0	1.58	170	166	171	1.03
卸売業、小売業	324.4	245.4	360.5	1.47	876.0	507.1	1044.4	2.06	177	172	179	1.04
製造業	330.1	225.2	360.7	1.60	921.3	495.9	1045.5	2.11	182	176	182	1.03
鉱業、採石業、砂利採取業	335.2	244.9	348.2	1.42	1003.8	746.4	1041.0	1.39	178	170	179	1.05
不動産業、物品賃貸業	346.7	266.5	379.3	1.42	879.3	601.0	992.2	1.65	176	172	178	1.03
建設業	347.2	243.6	361.4	1.48	795.3	530.9	831.5	1.57	183	174	184	1.06
教育、学習支援業	396.8	323.9	450.2	1.39	1357.6	1024.6	1601.8	1.56	168	167	167	1.00
金融業、保険業	397.4	291.5	501.2	1.72	1377.6	880.0	1864.9	2.12	162	158	166	1.05
学術研究、専門・技術サービス業	398.6	295.5	434.2	1.47	1286.2	787.8	1458.2	1.85	172	167	173	1.04
情報通信業	403.5	318.4	428.6	1.35	1133.5	778.7	1238.2	1.59	173	168	174	1.04
電気・ガス・熱供給・水道業	464.6	359.5	478.5	1.33	943.0	701.4	974.7	1.39	167	158	168	1.06

【備考】「きまって支給する現金給与額」は6月分として支給された現金給与額である。

「年間賞与其他特別給与額」は、昨年1年間における賞与、期末手当等特別給与額（いわゆるボーナス）である。

「きまって支給する現金給与額」の低い産業から高い産業の順に表記している。

【出所】厚生労働省「平成26年賃金構造基本統計調査」（e-Stat）より作成。

て年収ベースで見ると格差はよりいっそう拡大する。
労働時間の観点では、すでに男女格差はほとんどなくなっている
点が重要である。一般労働者どうしの比較では、どの産業においても男女の労働時間は接近しつつあるが、それは年間一八〇〇時間に
程遠い水準である。

●職業

次に、職業別にみた構成比を確認する。

第20表は、男女の就業者数の職業別構成について一九五五年から
二〇一〇年までの推移をみたものである。一〇年の女性就業者で最
も多いのは「事務労働者」二九・四％である。続けて「専門的・技
術的職業従事者」が一七・八％、「保安職業、サービス業従事者」
一七・六％であり、今日の女性の三大職業といえる。五五年の女性
就業者の職業の四割は「農林漁業作業者」であり、七〇年まで二割
以上を占めていた。産業構造の転換にともない女性の職業も大きく
変化したといえよう。

男性の職業をみると、同じく「農林漁業作業者」の割合が小さく
なり、「事務労働者」や「専門的・技術的職業従事者」が増加した
のは女性と同様である。だが、女性ほどには構成比の大きな変化は
みられない。一〇年現在、男性の職業で最も多いのは「製造・制
作・機械運転及び建設作業者」で二七・三％だが、この約五〇年
間、男性就業者の約三割は当該職種に就いてきた。

今日、男女就業者がほぼ同数（女性比率四割以上六割未満）であ
る職業は、「専門的・技術的職業従事者」「保安職業、サービス業従
事者」「事務作業者」の三つである。それ以外の七つの職業は、男

第20表 就業者の職業別構成比と就業者に占める女性比率（1955年～2010年）（%）

		総 数	専 門 的 職 業 従 事 者	管 理 的 職 業 従 事 者	事 務 従 事 者	販 売 従 事 者	ビ ス 保 安 職 業 従 事 者	農 林 漁 業 作 業 者	運 輸 ・ 通 信 従 事 者	採 掘 作 業 者	製 造 及 び 建 設 機 械 運 転 作 業 者	労 務 作 業 者
女 性	1955年	100.0	4.1	0.4	8.1	14.8	7.4	43.3	0.4	0.5	21.3	
	1960年	100.0	4.5	0.3	10.8	14.8	9.0	36.9	0.4	0.3	23.0	
	1965年	100.0	5.1	0.3	14.1	14.4	10.3	29.9	1.1	0.1	20.3	4.4
	1970年	100.0	5.8	0.2	18.3	13.6	11.4	22.4	1.1	0.0	23.1	3.8
	1975年	100.0	8.0	0.6	21.2	14.4	12.8	16.8	0.9	0.0	22.4	2.7
	1980年	100.0	9.6	0.5	23.1	14.3	12.7	13.1	0.7	0.0	22.6	3.1
	1985年	100.0	10.6	0.6	24.7	14.1	11.8	10.5	0.5	0.0	22.4	4.4
	1990年	100.0	11.4	0.7	27.4	14.2	11.4	8.4	0.4	0.0	20.9	4.7
	1995年	100.0	13.1	0.8	29.0	13.8	12.8	6.3	0.5	0.0	18.1	5.2
	2000年	100.0	14.5	0.7	29.6	13.0	14.4	5.3	0.4	0.0	15.8	5.8
	2005年	100.0	16.4	0.7	28.9	13.0	16.2	4.3	0.4	0.0	13.0	6.1
	2010年	100.0	17.8	0.6	29.4	12.5	17.6	3.6	0.5	0.0	11.0	6.1
男 性	1955年	100.0	5.1	3.5	9.7	12.2	3.9	32.1	2.7	0.9	29.8	
	1960年	100.0	5.2	3.3	11.5	12.5	5.2	25.0	3.5	1.0	32.9	
	1965年	100.0	5.0	4.4	13.0	12.1	5.6	18.7	5.5	0.6	30.0	5.1
	1970年	100.0	5.8	4.2	12.6	12.6	5.2	13.9	6.8	0.4	33.9	4.6
	1975年	100.0	6.3	6.0	12.4	14.0	6.3	10.0	6.7	0.3	34.9	2.9
	1980年	100.0	6.9	6.2	12.6	14.4	6.7	8.5	6.9	0.1	34.4	2.9
	1985年	100.0	8.4	5.6	12.9	15.3	6.5	7.5	6.2	0.1	33.4	3.7
	1990年	100.0	10.8	5.9	12.4	15.6	6.6	6.3	6.0	0.1	31.6	4.2
	1995年	100.0	11.7	5.6	12.9	15.1	7.2	5.2	5.8	0.1	31.6	4.5
	2000年	100.0	12.4	4.9	13.3	14.9	7.8	4.8	5.5	0.1	30.5	5.1
	2005年	100.0	13.6	4.6	13.1	14.8	8.9	4.4	5.2	0.1	28.9	5.5
	2010年	100.0	14.3	4.0	14.0	14.6	9.7	4.2	5.2	0.1	27.3	5.8
女 性 比 率	1955年	41.6	36.3	6.7	37.0	46.2	57.1	49.0	8.5	—	33.7	
	1960年	40.7	37.3	5.5	39.3	45.0	54.4	50.4	7.0	—	32.4	
	1965年	39.7	40.3	4.6	41.5	43.9	54.8	51.4	11.3	—	30.8	36.2
	1970年	39.3	39.7	3.7	48.6	41.1	58.9	51.0	9.5	—	30.6	34.9
	1975年	37.4	42.9	5.3	50.6	38.2	54.7	50.3	7.2	—	27.7	35.1
	1980年	38.7	46.8	5.0	53.6	38.5	54.5	49.1	6.0	—	29.3	39.9
	1985年	39.7	45.5	6.6	55.6	37.6	54.5	48.0	4.8	—	30.6	44.3
	1990年	40.6	42.0	7.9	60.1	38.3	54.2	47.5	4.3	—	31.1	43.1
	1995年	40.5	43.3	8.9	60.5	38.3	54.9	45.5	5.5	—	28.0	43.9
	2000年	40.8	44.5	9.2	60.5	37.4	56.0	43.3	5.0	—	26.3	44.1
	2005年	41.4	46.0	10.1	61.0	38.2	56.4	40.9	5.4	—	24.1	44.1
	2010年	42.2	47.7	10.6	60.5	38.4	56.9	38.9	6.0	—	22.8	43.1

〔備考〕 日本標準職業分類の2009年12月改定以前の職業分類である。

1955～1970年の数値には沖縄県分は含まれていない。

2015年3月現在公表されている「長期時系列表」の時系列接続用数値を用いて算出。

女性比率は男女計の就業者数に占める女性就業者数の割合であり、男女計で10万人を下回る年次のある「採掘作業」での比率は表示していない。

〔出所〕 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」（e-Stat）より作成。

女どちらかに就業者の性別構成が偏っている。

とりわけ「管理的職業従事者」の女性比率の少なさは、日本の垂直的な性別職務分離を表すものである。女性就業者のうち「管理的職業従事者」の割合は、五五年で〇・四%だったが、一〇年でもわずか〇・六%にすぎない。「管理的職業従事者」に占める女性比率をみると、この五五年間で六・七%から一〇・六%まで上昇したにとどまっております、「管理的職業従事者」の九割は男性である。

おわりに

二〇一五年二月に再上程され第一八九回国会に付された「女性の活躍推進法案」は、事業主に対して、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合などの状況を把握し、活躍を推進するために改善すべき事情を分析したうえで、行動計画を定めることを求めるものである。現政権は一三年六月に策定した「日本再興戦略」でも「雇用制度改革・人事力の強化」の一つに「女性の活躍推進」を掲げ、「指導的地位に占める女性の割合の増加」「役員や管理職への登用拡大」などを明記していた。職業別にみた職域分離の項目で確認したとおり「管理的職業従事者」の女性比率は低く、政府は事業主に対して女性の役員や管理職への登用拡大を促している。

このような「女性の活躍推進」政策で主な対象となるのは、「一般労働者」の「正規職員・従業員」としての女性であろう。しかしながら本稿でみてきたとおり、政府統計の長期的な推移で踏まえるべきは、正規雇用者数の絶対的な減少であり、「一般労働者」とし

て括られない女性就業者が相対的に増加している事実である。正規と非正規の処遇が均等でないかぎり、非正規雇用の拡大は不安定で低賃金な雇用の拡大を意味する。

男女雇用機会均等法が成立して三〇年を経てもなお日本の労働市場で男女平等が進展しない根本要因は、本稿の考察でいうならば、「一般労働者」とりわけ「正規の職員・従業員」として働く男性の労働時間の長さにある。家事労働や育児介護のケア時間など、家族的责任と両立できない長時間労働が蔓延する正規雇用の世界で、男性と同等に働くためには、女性は未婚で働くか、結婚しても子どもを持たずに働くしかなく、同等には働けない女性は非正規雇用に流れるしかない。政府統計の長期的な推移から垣間見えるのは、「一般労働者」の男女平等傾向と、多数の女性の「一般労働者」からの「脱落」である。いわゆる「女性の活躍推進」政策で「一般労働者」の男女平等が進展しても、多くの女性就業者にとっては雇用機会や稼働機会の男女平等には程遠く、身近な現実から遊離した事実と受け止められるだろう。

深刻なのは、労働時間統計として一般的に利用される「毎月勤労統計調査」では性別・雇用形態別の表章がないため、このような男性正規雇用者の長労働時間の実態が明らかにならないことである。すでに年間総労働時間は一八〇〇時間を下回ったと理解されているなか、労働時間規制の適用を除外する働き方（高度プロフェッショナル制度）が議論される現状にある。事業所調査を通した政府統計で明らかにしない実態をいかに認知し改善していくか、政府統計の分析力と政策手段が問われている。

労働市場のジェンダー構造について、各種白書や審議会等で利用

される代表的な政府統計をみると、以下のような認識を抱きがちである。

「人口高齢化にともなう男性の労働力率・就業率が低下するなかで、女性の労働力率・就業率は高まり、日本の労働市場における女性就業者の存在はかつて以上に大きくなってきた。日本の女性労働の特徴として長く指摘されてきたM字型労働力カーブも、M字の底が浅くなり、男性と同様の台形型に近付きつつある。一九八〇年代に国際的に非難を浴びた日本の長時間労働も今や一八〇〇時間を下回るまでに短縮した。男女賃金格差はまだまだ存在するものの、女性の賃金は男性の賃金の七割超まで接近しつつある。」

統計数値自体は決して間違いではない。しかし、その統計数値は何を表し、何を表していないのか。本稿は様々な角度から眺めることにより、上記のような認識とは異なる見方も可能であることを描いてきた。政府統計は誰もが利用できる資料である。本稿とは異なる解釈や数値の見方もまた可能であろう。議論の深まりを期待したい。

（藤原 千沙）